

平成30事業年度

JA太田市の経営概況

発行 令和元年6月

太田市農業協同組合

〒373-0032

群馬県 太田市 新野町320番1

TEL 0276-32-8211

FAX 0276-32-8201

目 次

| | |
|----------------------|-------|
| ごあいさつ | 1 |
| 1. 経営理念 | 1 |
| 2. 経営方針 | 1～2 |
| 3. 経営管理体制 | 2 |
| 4. 事業の概況（平成28事業年度） | 3 |
| 5. 農業振興活動 | 3 |
| 6. 地域貢献情報 | 3～4 |
| 7. リスク管理の体制 | 5 |
| (1) リスク管理の基本方針 | 5 |
| (2) リスク管理体制の内容 | 5 |
| (3) 監査体制 | 5 |
| 8. 法令遵守（コンプライアンス）の体制 | 5～6 |
| (1) 基本方針 | 5 |
| (2) 法令遵守の体制 | 6 |
| 9. 金融ADR制度への対応 | 6 |
| 10. 自己資本の状況 | 6 |
| 11. 業務・商品サービスのご案内 | 7～16 |
| | |
| 【経営資料】 | |
| I 決算の状況 | 17 |
| 1. 貸借対照表 | 17～18 |
| 2. 損益計算書 | 19～20 |
| 3. 注記表 | 21～34 |
| 4. 剰余金処分計算書 | 35 |
| 5. 部門別損益計算書 | 36 |
| 6. 財務諸表の正確性等にかかる確認 | 37 |
| II 損益の状況 | 38 |
| 1. 最近5年間の主要な経営指標 | 38 |
| 2. 利益総括表 | 38 |
| 3. 資金運用収支の内訳 | 39 |
| 4. 受取・支払利息の増減額 | 39 |
| III 事業の概況 | 40 |
| 1. 信用事業 | 40 |
| (1) 貯 金 | 40 |
| ①種類別貯金平均残高 | 40 |
| ②固定・変動金利別定期貯金残高 | 40 |
| (2) 貸 出 金 | 40 |
| ①種類別貸出金平均残高 | 40 |
| ②固定・変動金利別貸出金残高 | 40 |
| ③担保別貸出金残高 | 41 |
| ④担保別債務保証見返額残高 | 41 |
| ⑤業種別貸出金残高 | 41 |
| ⑥資金使途別貸出金残高 | 42 |
| ⑦主要な農業関係の貸出金残高 | 42～43 |
| ⑧リスク管理債権の残高 | 43 |
| ⑨金融再生法開示債権の保全状況 | 44 |

| | |
|--|-------|
| ⑩元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況 | 44 |
| ⑪貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 | 44 |
| ⑫貸出金償却の額 | 44 |
| (3) 為替 | 44 |
| (4) 有価証券 | 45 |
| ①種類別有価証券平均残高 | 45 |
| ②商品有価証券種類別平均残高 | 45 |
| ③有価証券残存期間別残高 | 45 |
| (5) 有価証券の時価情報等 | 46 |
| ①有価証券の時価情報等 | 46 |
| ②金銭の信託の時価情報等 | 46 |
| ③デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引 | 46 |
| 2. 共済事業 | 47 |
| (1) 長期共済新契約高・長期共済保有高 | 47 |
| (2) 医療系共済の入院共済金額保有高 | 47 |
| (3) 介護共済の介護共済金保有高 | 47 |
| (4) 年金共済の年金保有高 | 48 |
| (5) 短期共済新契約高 | 48 |
| 3. その他事業の実績等 | 49 |
| (1) 購買事業品目別取扱実績 | 49 |
| (2) 販売事業品目別取扱実績 | 49 |
| (3) 保管事業収支内訳 | 49 |
| (4) 指導事業収支内訳 | 50 |
| IV 経営諸指標 | 51 |
| 1. 利益率 | 51 |
| 2. 貯貸率・貯証率 | 51 |
| V 自己資本の充実の状況 | 52 |
| 1. 自己資本の構成に関する事項 | 52～53 |
| 2. 自己資本の充実度に関する事項 | 54～55 |
| 3. 信用リスクに関する事項 | 56～59 |
| 4. 信用リスク削減手法に関する事項 | 60 |
| 5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 | 60 |
| 6. 証券化エクスポージャーに関する事項 | 60 |
| 7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項 | 61 |
| 8. 金利リスクに関する事項 | 62 |
| 【JAの概要】 | 63 |
| 1. 組織機構図 | 63 |
| 2. 役員一覧 | 64 |
| 3. 組合員数 | 65 |
| 4. 組合員組織 | 65 |
| 5. 特定信用事業代理業者の状況 | 65 |
| 6. 地区一覧 | 66 |
| 7. 店舗一覧 | 66 |
| 8. 沿革・歩み | 67～68 |

ごあいさつ

組合員の皆様におかれましては、日頃よりJA事業に対しまして、格別のご理解とご協力を頂き、心より感謝申し上げます。

さて、農業を取り巻く情勢は、高齢化や深刻な担い手・労働力不足によって農業生産基盤は縮小傾向にあり、このままでは将来にわたる食の安定供給に懸念が生じかねない状況となっています。

国際貿易交渉については、米国を除くTPP交渉参加11か国が、2017年11月、米国の将来的な協定復帰を前提としてTPP11協定に大筋合意し、2018年12月30日に協定が発効されました。また、日欧EPA交渉では、2017年12月に最終合意に至り、2018年8月に署名、同年12月に日本・EU双方での批准手続きが完了したことから、2019年2月1日に協定発効となりました。今後の動向に注目していくことが重要になります。

こうした自由貿易推進の流れの中にあって、JAグループは自主・自立を基本理念とする協同組合として、「組合員が実感できる自己改革」を加速させ、日本農業・農家・地域を支えていく必要があります。農業者の所得増大・農業生産の拡大・地域の活性化に向けて、組織の総力を挙げて取り組む事が、JAグループ最大の使命であることから、「持続可能な農業」と「豊かで暮らしやすい地域社会」の実現を目指し、JA太田市は農業協同組合の原点に立ち返り、「食と農を基軸として地域に根ざした協同組合」として全ての事業から組合員の持つ「人」「物」「資金」を最大限活かすことができるよう取り組み、組合員とその家族の営農や生活をはじめ、地域住民の暮らしを支え、地域社会に貢献する「あつてあたりまえのJA」から「なくてはならないJA」として、さまざまな事業や活動に取り組むことで人・組織・地域の幸せ作りを目指します。

経営・事業面では、第6次3カ年計画の策定し、これまですすめてきた第5次3カ年計画の進捗状況・結果をもとに、将来における経営見通しなどを勘案し、JA太田市自己改革と併せ事業展開を進めます。

組合員・利用者へ更なるサービスの向上をすすめ、他行と劣後しない金融サービスと共済による豊かな暮らしの保障提供・普及を行います。

営農経済事業におきましては、今年度、部署の機構改革を実施し、農業関連事業と生活関連事業の二つの部署に変更を実施しました。従来の買う・売る・指導などのJA事業で分けていた部署からJAを利用される方々を大きく二つに分け、農業関連と生活関連としてそれぞれがJAに対するニーズに応えるため、新たに営農部（農業）・生活部（農業以外）として事業展開を図っていくこととしました。これまでと比べ各分野の専門部署として位置づけましたので、JAに求めているニーズに対して、今迄以上に的確に応えられるよう整えました。

JAを取り巻く環境は依然厳しい状況ではありますが、総合事業を通じて組合員を始め地域住民の皆様が利用しやすく頼りにされるJAを目指し、役職員一丸となって貢献し、「あつてあたりまえのJA」から「なくてはならないJA」となるよう、今年度も組合員の皆様には、あらゆる活動や事業にご協力いただけますよう心からお願い申し上げます。

1. 経営理念

- JA太田市は自然を大切に食と緑と水を守り、食の安全と人の命を育む農業を守ります。
- JA太田市は地域農業を振興し、組合員の営農と生活の向上を図ります。
- JA太田市は地域社会と共生し、地域で信頼され頼りにされるJAを目指し、豊かなくらしの実現と地域の発展に貢献します。
- JA太田市は、相互扶助を共通の理念として民主的運営と健全経営に努め、組合員・地域住民の視点で展開する事業・活動を実践します。

2. 経営方針

営農部（営農・販売）基本方針

1. JAの優位性である組織活動を強化し、地域に適した営農計画を作成し営農指導体制の強化を図る
2. 各農作物の栽培講習会・現地研修会の開催により生産者の更なる栽培技術向上を図る
3. 営農指導と販売が一体となり、売れる作物の栽培を推進し多様な販売戦略によるマーケットの拡大と販売力の強化
4. 税務相談・雇用対策と労災保険加入等、経営面からのバックアップの充実を図る

金融部基本方針

1. 組合員を始として、様々な利用者に良質な金融サービスの提供を行うとともに、地域のメインバンク機能強化を図る
2. 現場営業力の強化や事務の堅確性、経営の健全性をより一層高め、「選ばれ、信頼される信用事業づくり」を展開する

共済部基本方針

1. 磐石な事業基盤を構築するため、組合員・利用ニーズに応えた推進活動を強化した「ひと・いえ・くるまの総合保障」確立に向けた取組み
2. コンプライアンス態勢の強化による、適正・迅速な事務処理・契約者対応による、契約者・利用者満足度のさらなる向上
3. 地域に密着した普及推進体制の確立

経済部（経済・農機燃料・資産管理・旅行・葬祭・斎場管理受託）基本方針

1. 組合員サービスの向上とCS（利用者満足度）を追求する
2. 直売所などの生活事業は地域と共に歩み、地産地消を広めます
3. 全農ぐんまとの事業一体化による収支向上・安定を図る
4. 資産管理、葬祭、旅行事業の次世代との繋がりに結びつく体制強化と相談・提案・PR活動による収益確保
5. 先を見据えた事業体制の充実、安定した事業拡大と収益確保・事業委託先と一体になり、きめこまやかなサービスの提供

総務部（総務・企画・管理審査）基本方針

1. 組合員の意見集約による協同組合活動の実践
2. 経営資源の現状評価及び再配布による経営効率化
3. 内部統制整備による事務指導體制の確立
4. 恒常的な職員教育による人材育成
5. 第5次3か年計画実現に向けた取組み
6. 第6次3か年計画策定統括

リスク管理室基本方針

1. 組合の健全性の確保
2. コンプライアンス体制の維持・向上
3. リスク管理強化に向けた取組み
4. 内部統制整備による事務指導體制の確立

監査室基本方針

1. 不祥事再発防止を重視した効率的かつ実効性のある内部監査の実施
2. 監査は原則として無通告内部監査とし、監査内容によっては事前通達後に行う予告監査を取り入れ実施する
3. 監事およびJA全国監査機構、リスク管理室との連携をより一層図りつつ、内部管理態勢等の適切性と有効性を検証・評価し、問題点の発見・指摘だけに留まらず、その結果に基づく、被監査部署への情報提供および改善方法の提言・勧告を通じて、財産の保全および経営効率の向上を図り、事業目標の効果的且つ効率的な達成に寄与すると共に、組合の健全性確保に努める

3. 経営管理体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行なっています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行なっています。

組合の業務執行を行なう理事には、組合員の各層の意思反映を行なうため、青壮年部や女性会などから理事の登用を行なっています。また、信用・共済事業と営農・経済事業には専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化をはかっています。

また、農協法の理事構成要件の改正を踏まえ、業務執行体制を見直し、地域農業の担い手や実践的な能力を有する者も登用拡大に向けて取り組みます。

4. 事業の概況（平成30事業年度）

平成30年度は、「農協改革集中推進期間」の事実上最終年度という時期となり、第5次中期計画の最終年と併せ、「JA太田市自己改革」を強力に進めている極めて重要となる1年でありました。

このような情勢下ではありますが、当組合では平成30年度事業計画に基づき各事業を展開して参りました。

信用事業につきましては、従来から取り組んでいる貯金キャンペーンを中心に年金受給者向け商品の展開をすすめるとともに、JA未取引者に対しても、様々なアプローチを行ったことにより、貯金残高94,663百万円余りとなり、計画を上回ることができました。貸出金については、市中金利低下における他行等競合は激化していますが、顧客ニーズにあった各種ローン資金を展開する事で、貸出金残高13,146百万円となり、計画を上回ることができました。

共済事業につきましては、共済渉外担当者を中心に安心チェック活動等の保障点検や普及活動を行い、建物更生共済においては計画を上回りました。共済金支払いにおいて総額4,541百万円余（生命・建物・自動車・傷害・満期・年金・給付金）であり、多くの利用者のお役立ちさせていただいております。

購買事業においては、各直売所、各資材館での即売会や各種イベント等の開催を実施。また、行政と連携した産地パワーアップ事業によるハウス資材の展開を図り、購買品供給高1,509百万円で計画を達成しました。

販売事業については、生産規模の拡大を図る生産者や高齢のためJAの利用を求める生産者を支援し、出荷量の更なる増大を目標に掲げ、真空予冷装置の設置やントリーエレベーターの改修、ネギ共同選別施設の改装等実施し、販売品販売高は計画に及びませんでしたが計画販売数量については上回りました。

この結果、平成30年度は事業利益160百万円、経常利益225百万円であり、当期剰余金120百万円を計上することができました。

ここに組合員の皆様のご協力に対しまして、改めて深く感謝申し上げますと共に、今後も尚一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

5. 農業振興活動

安心・安全な農産物づくりのために営農指導を強化し、トレサビリティの充実と栽培技術の向上に努めています。取り組みとしては、米種子の温湯浸法による減農薬栽培や栽培日誌の作物ごとの記帳指導の徹底と作物ごとの栽培講習会・現地研修会を開催しています。

また、農業経営支援のために、「水田フル活用」を合言葉にして米麦栽培を振興し、担い手の育成・確保を図り、同時にほうれん草・小松菜・ネギ・小玉西瓜等をはじめとする各農産物の生産及び販売拡大を進め、農業所得の増大に努めています。

さらに食農教育の推進を強化するため、学校給食への太田市産米や野菜を供給すると共に幼稚園・小学校での田植え体験圃を設置し、食料の大切さや農業への理解を深める活動を行っています。

6. 地域貢献情報

当組合は、太田市を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助（互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の発展と活性化に資する地域金融機関です。

当組合は、地域の一員として、JAの総合事業の強みを発揮し、組合員をはじめとする利用者・地域住民・消費者に、安全で新鮮な農産物・ローン・共済・生活関連資材・生産資材など信頼され魅力ある商品やサービスの提供をはじめ、地域活動の実践、生活上のニーズへの対応や諸課題解決への取組み等、さまざまな事業活動を通じて、健康で安心して暮らせる豊かな地域社会づくりに貢献します。

農業は、国民の命を育む生命産業と言われていています。自然の恵みに感謝し、生産者や消費者はもちろん地域の皆さんにとってかけがえのない農業・農村をしっかりと次世代に残していきたいと考えており、JAとして次のような取り組みを行っています。

(1) 社会貢献活動

① 地産地消運動を核とした地域の活性化と農業祭の開催

地域住民に、各直売所・市内スーパーへのインショップ、又は市役所でのロビー市等を通じて「安全・安心な地場農産物」を供給し、消費者と生産者の相互理解を深め、地域農業の活性化と安心して暮らせる地域づくりを目指します。

また、直売所を中心に地域の特産物、地元産米の収穫に合わせたイベントの開催と、地域住民・行政等と一体となった農業祭を開催し、農業理解と地産地消運動を展開しています。

② 地域に根ざした食農教育の展開

小学生を対象としたカントリーエレベーター等への施設見学の受け入れ、学校農園等への協力を通じて、次世代を担う児童等に対し農業への理解と食料自給の大切さや生命を慈しむ心を育てる食農教育を展開しています。

③ 学校給食への地場農産物の供給と各種品評会の開催による農業理解への取り組み

行政（農業政策課）等と連携し、市内44の学校へ米も含めた地場農産物の供給と、いちご・花卉等品評会の開催による市民への展示と即売会の実施により、地場農産物の消費拡大と地域農業への理解を図っています。

④ 生産資材・生活資材の供給と指導・相談活動の拠点としての各資材館

生産資材（農薬・園芸資材・肥料）・生活資材を専門に取り扱う店舗としてのアグリ資材館と東部資材センター、藪塚資材センターを、組合員や地域住民への総合的な資材供給の場として、組合員や地域住民へのサービスの提供に努めています。

⑤ 情報提供活動

地域における農業への理解者づくりを目指し、農業の生産現場から地域の話まで幅広い情報発信を広報活動の元として、毎月のJAだよりの発行とホームページの充実により、組合員はもとより、若い世代を含む地域住民をも対象とした広報活動に取り組んでいます。

⑥ その他の取り組み

- ・ 組合員・地域住民を対象にした定期的な年金相談、ローン相談等の開催をしています。
- ・ 利用者ネットワーク化への取り組みとして「年金友の会」によるゲートボール、グラウンドゴルフ大会の開催や温泉保養企画旅行等を実施しています。
- ・ 太田市内の全小中学校の新入学児童へ交通安全の為にランドセルカバーを配布しています。
- ・ 太田市内の全小中学校の生徒・児童から「交通安全ポスター」や米についての作文、ポスターを募集し県収穫感謝祭へ展示しています。

(2) 地域密着型金融への取り組み

① 農業者等の経営支援に関する取り組み

農業者等のニーズを据え、金融を中心とする各種サービスの提供を実施しております。

② 農業者等の支援対応力強化

認定農業者や担い手に対する農業制度資金等の利用促進を実施しております。

③ 農業者等の経営支援に関する態勢整備

営農部・経済部等、内部での連携・連絡体制を構築し農業者ニーズの把握、提案を行います。

7. リスク管理の体制

(1) リスク管理の基本方針

- ① 重要な運用方針の決定・・・年次運用方針等の重要な運用方針は、常勤理事と部長等で構成するALM(※)委員会において協議し、この結論を踏まえて理事会で決定する。
- ② 相互牽制機能の発揮・・・重要な運用方針の決定とその執行機能を分離し、相互に牽制しあうことにより十分なリスク管理を行う。具体的には、重要な意思決定はALM委員会、執行は貯金為替課、リスク管理は管理審査課・リスク管理室が担当する。また、組合内で定期的な検査を行い、運用業務が適切に行われているかチェックする。
- ③ リスク情報の経営層への報告・・・貯金為替課は、余裕金運用に関するリスク情報について定期的に管理審査課・リスク管理室へ報告する。管理審査課・リスク管理室は、そのリスク情報を評価・分析のうえ、ALM委員会へ報告する。ALM委員会は、協議結果を含めて、理事会・監事へ報告する。

※ALMとは・・・資産・負債の両面を総合的に管理する手段を意味する用語です。金利や為替などの変動により発生するリスクを、適切な取引により損失を最小限にとどめ、収益の極大化を目指す経営管理手法です。

(2) リスク管理体制の内容

- ① 理事会・監事・・・理事会は、ALM委員会からリスク情報の定期的もしくは随時の報告を受けこれを踏まえて余裕金運用にかかる方針を最終的に決定する。監事は、リスク情報の報告を受け、業務執行の的確性等をチェックする。
- ② ALM委員会・・・ALM委員会の位置づけは、組合の余裕金運用にかかる理事会に次ぐ意思決定機関とし、理事会で定める運用方針に基づき具体的な運用方針・計画に関する協議・決定を行う。目的は、ALM分析・方針、経済金融見通し、およびリスク情報の検討を踏まえ、有価証券等余裕金の具体的な運用方針・計画を協議・決定する。構成員は組合長、副組合長、常務理事、常勤監事、総務部長、金融部長、総務課長、管理審査課長、貯金為替課長、融資課長、リスク管理室長、監査室長等で構成する。組合長・担当理事が召集し、原則四半期に一回開催している。(必要に応じて随時開催)
- ③ 債権管理委員会・・・債権管理委員会とは貸出金、購買未収金等の債権に対し万全なる保全管理を行うとともに、不良債権の発生要因の究明、回収、流動化を促進し財務の健全化と債務者の経営改善に資することを目的とする。

(3) 監査体制

- ① 定期的な内部監査を実施し、リスク管理の運営状況を把握し、リスク管理の実施状況と妥当性を検証するとともに改善等の助言・勧告を行う。
- ② JA内部監査士資格を有している職員が配置され監査を実施しています。また、原則として単独行動は行わず、複数人で監査を実施しています。
- ③ 監査の対象範囲については、子会社も含めた全ての部署を監査の対象としています。
- ④ 監事、JA全国監査機構とは、内部監査計画の策定時等において適宜スケジュール調整や監査結課および改善状況について情報交換を実施し、事後確認監査、又はフォローアップ監査を行うなど、円滑な連携を図っております。
- ⑤ 内部監査の頻度については毎月、無通告(抜打)監査を実施し内部牽制機能強化に努めています。
- ⑥ 内部監査の結果については組合長まで報告を行っています。問題が発見された場合には、直ちに事後の改善策を講じ、組合長まで報告をしています。また、内部監査の結果については定期的に理事会へ報告を行っています。

8. 法令遵守(コンプライアンス)の体制

(1) 基本方針

JAは、農業者の相互扶助組織として、組合員の農業と生活全般にわたる各種の事業活動を通じてわが国農業の発展と地域経済・社会の発展に寄与するという社会的責任を負っています。

また、金融機関としてのJAは、その業務の公共性から信用を維持し、貯金者の保護を確保するとともに金融の円滑化のため、その業務の健全かつ適切な運営を確保するという公共的使命を担っています。JAにおけるコンプライアンスの原点は、こうした社会的責任や公共的使命をよりよく果たせるようにすることであり、適用され得る法令はもとより社会的規範、監督規制、JAにおける組織・経営方針・手続を確実に遵守し進めて参ります。

(2) 法令遵守の体制

J Aがそれぞれの責任において、各自の規模や組織風土等を勘案しつつ実効性が確保できるよう、自主的にその具体的な実践計画を策定してすすめると共に、経営トップ自らの責任として取り組み「企業倫理」の確立はもとより、コンプライアンス・プログラムの策定・実践に積極的に取り組みます。具体的には、次の通りです。

- ①啓発活動の実施
- ②コンプライアンス・マニュアル等の整備
- ③体制の整備・・・ア) 報告ルートの明確化、イ) 相談窓口等の設置
 ウ) コンプライアンス統括部署の設置および責任体制の明確化
 エ) 本所各部署および各支所へのコンプライアンス担当者の配置
 オ) 内部監査人による検証、カ) 罰則規定の整備
- ④リスク管理体制の充実・・・ア) 経営、イ) 信用、ウ) 事務、エ) システム、
 オ) 市場関連、カ) 流通性の各リスクの整備点検
- ⑤自己責任原則の徹底

9. 金融ADR制度(※)への対応

※ 金融ADR制度とは、金融機関と利用者とのトラブル(紛争)を、業界ごとに設立された金融ADR機関において、中立・公正な専門家(弁護士などの紛争解決委員)が和解案を提示するなどして、裁判以外の方法で解決を図る制度です。

① 苦情処理措置の内容

当組合では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、J Aバンク相談所やJ A共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当組合の苦情等受付窓口

| | | | |
|--------|--------------|-------|--------------|
| 本所金融部 | 0276-32-8213 | 本所共済部 | 0276-32-8212 |
| 九合支所 | 0276-45-0411 | 蕪川支所 | 0276-22-3237 |
| 沢野支所 | 0276-38-0456 | 鳥之郷支所 | 0276-22-3238 |
| 強戸支所 | 0276-37-0511 | 宝泉支所 | 0276-32-0121 |
| 毛里田支所 | 0276-37-1011 | 休泊支所 | 0276-45-2241 |
| 藪塚本町支所 | 0277-78-2311 | | |

上記本支店のほか下記の窓口でも受け付けます。

J Aバンク相談・苦情等受付窓口 0276-32-8211
受付時間：午前9時～午後5時(金融機関の休業日を除く)

② 紛争解決措置の内容

当組合では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

群馬弁護士会紛争解決センター(電話：027-234-9321)

①の窓口又はJ Aバンク相談所(電話：03-6837-1359)にお申し出ください。

なお、群馬弁護士会に直接、紛争解決をお申立ていただくことも可能です。

・共済事業

(社)日本共済協会 共済相談所 (電話：03-5368-5757)

(財)自賠責保険・共済紛争処理機構 (電話：本部 03-5296-5031)

(財)日弁連交通事故相談センター (電話：本部 03-3581-4724)

(財)交通事故紛争処理センター (電話：東京本部 03-3346-1756)

最寄りの連絡先については、上記又は①の窓口にお問い合わせください。

10. 自己資本の状況

自己資本比率の状況

当組合では、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、平成31年2月末における自己資本比率は、14.51%となりました。

とりわけ、財務基盤強化のため、平成27年度より5か年計画で自己資本増強運動に取り組んでおり、平成30年度末の自己資本額は、対前年比79百万円増の5,123百万円となっています。

11. 業務・商品サービスのご案内

□ 信用事業

信用事業は、貯金、融資、為替などの金融サービスの提供を行っています。

信用事業における一層の「便利」と「安心」をお届けするため、JA・農林中金が連携し、グループ全体のネットワークと総合力を生かし、「JAバンク」というひとつの金融機関として大きな力を発揮しています。

● 貯金業務

組合員はもちろん地域住民のみなさまからの貯金をお預かりしています。

普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいております。

みなさまにご利用いただける主な貯金取引は次のとおりです。

貯金商品（主なもの）

（令和元年6月28日現在）

| 種 類 | 内 容 ・ 特 徴 | 期 間 | 預入金額・単位等 |
|---------------------------------|---|-------------------------------|--------------------------------|
| 総 合 口 座 | ①普通貯金に定期貯金をセットすることで、自動融資機能を持たせた大変便利な貯金口座です。 ②「受け取る・支払う・貯める・借りる」という機能を備えている個人のお客様専用の商品です。 ③期日指定定期貯金、スーパー定期、大口定期貯金、変動金利定期貯金がセットでき、残高の90%、最高300万円までの自動融資が受けられます。（セットする定期貯金は、自動継続に限られます。） | 出し入れ自由 | ご融資利率は、セットされた定期貯金の利率プラス0.5%です。 |
| 普 通 貯 金 | 年金・給与などの自動受け取り、公共料金や税金などの自動支払いに便利です。また、キャッシュカードをご利用になると、一層便利です。 | 出し入れ自由 | お預け入れは、1円以上1円単位です。 |
| 決 済 用 貯 金 (普通貯金・総合口座無利息型決済用) | ①要求払いであること、②決済サービスを提供できること、③無利息であることの3条件を満たした貯金で、貯金保険制度により全額保護されます。 | 出し入れ自由 | お預け入れは、1円以上1円単位です。 無利息です。 |
| 貯 蓄 貯 金 | 普通貯金と同じように出し入れできるうえ、預入残高に応じて利率が設定されます。ただし、年金等の自動受け取り、公共料金等の自動支払いにはご利用いただけません。 | 出し入れ自由 | お預け入れは、1円以上1円単位です。 |
| 当 座 貯 金 | 小切手や手形によりお支払いできますので、ご商売をなさる方に便利です。 | 出し入れ自由 | お預け入れは、1円以上1円単位です。 無利息です。 |
| 納 税 準 備 貯 金 | 租税納付にご利用いただく貯金です。利息に所得税はかかりませんが、租税納付以外の目的で払い戻した場合には、課税されます。利率は、租税納付以外の目的で払い戻された場合には、普通貯金利率により計算されます。 | 入金自由ですが、出金は原則として租税納付目的に限られます。 | お預け入れは、1円以上1円単位です。 |
| 通 知 貯 金 | ごく短期間の資金運用に便利です。なお、お引き出しは2日前までにご連絡いただきます。 | 7日間以上の据置 | お預け入れは、5万円以上1円単位です。 |
| 期 日 指 定 定 期 貯 金 | ①利息は1年複利で計算されますので有利です。 ②1年間の据置期間後はいつでもお引き出しいただけます。 ③個人のお客様専用の商品です。 | 最長3年 (据置期間は1年) | お預け入れは、1円以上300万円未満で、1円単位です。 |

| 種 類 | 内 容 ・ 特 徴 | 期 間 | 預入金額・単位等 | |
|----------|---|--|--|----------------|
| スーパー定期貯金 | ①期間は1か月から最長10年まで、お客様の資金使途に応じて安全・有利に運用できます。 ②3年～10年ものは、有利な半年複利（個人のお客様専用）も選択できます。 | ○定型方式 1か月、2か月、3か月、 6か月、1年、2年、3年、 4年、5年、7年、10年 ○満期日指定方式 1か月超10年未満 | お預け入れは、1円以上1円単位です。 利率は、300万円以上と300万円未満で分かれています。 | |
| 大口定期貯金 | 1,000万円以上の大口資金の運用に有利で、安全・確実な商品です。 | ○定型方式 1か月、2か月、3か月、 6か月、1年、2年、3年、 4年、5年、7年、10年 ○満期日指定方式 1か月超10年未満 | お預け入れは、1,000万円以上1円単位です。 | |
| 変動金利定期貯金 | ①お預け入れ日の半年ごとに利率の見直しを行います。 ②有利な半年複利（個人のお客様専用）も選択できます。 | 1年、2年、3年 | お預け入れは、1円以上1円単位です。 | |
| 積立式定期貯金 | いつでも窓口、ATMからお預けいただける積立式の定期貯金です。 ①エンドレス型 ②満期型 | ①エンドレス型 制限はありません。 ②満期型 6か月以上10年以下で満期日を指定 | ①エンドレス型 1円以上1円単位です。 ②満期日指定型 1円以上1円単位です。 | |
| 定期積金 | ご計画に合わせて毎月積み立てていく積金で、指定口座からの自動振替が便利です。 ①目標式 目標に合わせた積立額・期間を決定 ②定額式 毎月一定額をお積み立て | 6か月以上、10年以内 | お預け入れは、1,000円以上1円単位です。 | |
| 財形貯金 | ○お勤めの方の財産形成貯金で、給料やボーナスからの天引きにより有利にお積み立てできます。 「財形住宅貯金」と「財形年金貯金」は合わせて元本550万円までのお利息が非課税扱いとなります。 | | | |
| | 財形住宅貯金 | 住宅の取得や増改築などを目的とした積立で、非課税が適用される大変有利な貯金です。契約時に55歳未満であることが条件です。 | ○積立5年以上 | お預け入れは、1円以上です。 |
| | 財形年金貯金 | 在職中に退職後のために積み立てし、60歳以降に年金方式（3か月ごと）でお受け取りできます。退職後も非課税が適用される大変有利な貯金です。契約時に55歳未満であることが条件です。 | ○積立5年以上 ○据置6か月～5年 ○受取5年～20年 | お預け入れは、1円以上です。 |
| | 一般財形貯金 | 貯蓄目的や積立額ともご自由で、お預け入れ後1年が経過すれば、いつでもお引き出しできます。 | ○積立3年以上 | お預け入れは、1円以上です。 |

※取扱商品のそれぞれの適用利率につきましては、店頭に表示しています。

貯金保険制度のご案内

貯金保険制度とは、金融機関が万が一経営破綻に陥った場合、「貯金保険機構」が貯金者に対して一定限度の払戻しを保証し信用秩序を維持する制度です。

貯金等の保護の内容

| 貯金等の分類 | | 保護の範囲 |
|-------------|--|--|
| 貯金保険の対象貯金等 | 当座貯金 普通貯金 別段貯金 | 決済用貯金 （注1） （利息のつかない等の3要件を満たす貯金） |
| | 定期貯金・貯蓄貯金・通知貯金・定期積金・農林債券（リツノーワイド等の保護預り専用商品）等（注2） | 一般貯金等 （決済用貯金以外の貯金） |
| 貯金保険の対象外貯金等 | 外貨貯金、譲渡性貯金、農林債券（ワリノー、リツノーの保護預り専用商品以外の商品）等 | 保護対象外 〔破綻農水産業協同組合の財産の状況に応じて支払われます。 （一部カットされることがあります。）〕 |

（注1）「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3要件を満たすものです。

（注2）このほか、納税準備貯金、貯金保険の対象貯金を用いた積立・財形貯蓄商品が該当します。

（注3）定期積金の給付補てん金も利息と同様保護されます。

● 融資業務

組合員への融資をはじめ、地域住民のみなさまの暮らしや、農業者・事業者のみなさまの事業に必要な資金を融資しています。

また、地方公共団体、農業関連産業などへもご融資し、地域経済の向上・発展に貢献しています。

さらに、日本政策金融公庫（農林水産事業、国民生活事業）、住宅金融支援機構等の融資の申し込みのお取次ぎもしています。

一般資金等ご融資（主なもの）

（令和元年6月28日現在）

| | ご利用いただける先 | お使いみち | ご融資期間 | ご返済方法 | 担保・保証 | 利率 |
|------|--|----------------------------------|----------------------------------|--|---|-----------------------------------|
| 一般資金 | 地区内にお住まいの個人や、事業所をお持ちで事業を営まれている一般企業等の皆さま方となります。 | さまざまな資金にご利用いただけます。（一定の審査をいたします。） | 短期資金から長期資金まで、お使いみちに応じてご利用いただけます。 | 一括返済と分割返済の2種類があり、また、長期資金は、必要に応じて据置期間を設けています。 | ご相談のうえ決めさせていただきます。また、必要に応じて、群馬県農業信用基金協会の保証もご利用いただけます。 | お使いみちやご融資期間に応じ、ご相談のうえ決めさせていただきます。 |
| 制度資金 | 農業近代化資金、中山間地域活性化資金、総合農政推進資金などをお取り扱いしております。 | | | | | |

※このほかにも、各種の資金をご用意しておりますので、詳しくは窓口へお尋ねください。

ローン商品（主なもの）

（令和元年6月28日現在）

| | ご利用いただける先 | お使いみち | ご融資額 | ご融資期間 | ご返済方法 | 保証 | 利率 |
|---------------|---|---|---------------------|-------------------------------|---|------------------------|---------------------------|
| 住宅ローン | 20歳以上66歳未満で、最終返済時の年齢が80歳未満のJ A組合員の方となります。 | 住宅の新築・購入（中古含む）・増改築・改装・補修、宅地の購入、住宅ローンの借換などにご利用いただけます。 | 10万円～5,000万円（1万円単位） | 3年～35年（借換の場合、借換対象ローンの残存期間内） | 元金均等または元利均等返済 ①毎月返済 ②ボーナス併用返済 | 県農業信用基金協会または協同住宅ローン（株） | ①固定変動選択 ②変動金利 ③固定金利 |
| 教育ローン | 20歳以上、最終返済時の年齢が71歳未満で、教育施設に就学予定又は就学中の子を持つJ A組合員の方となります。 | 入学金・授業料・家賃などの就学に必要な一切の資金にご利用いただけます。 | 10万円～1,000万円（1万円単位） | 6か月以上最長15年（在学期間＋9年）以内（据置期間含む） | 元利均等返済 ①毎月返済 ②ボーナス併用毎月返済 | 県農業信用基金協会 | ①変動金利 ②固定金利 |
| | 三菱UFJニコス（株） | | | | | | |
| フリーローン | 18歳以上で、最終返済時の年齢が71歳未満のJ A組合員の方となります。 | 生活に必要な一切の資金にご利用いただけます。（ただし、負債整理資金、営農資金、事業資金等は除きます。） | 10万円～300万円（1万円単位） | 6か月～5年 | 元利均等返済 ①毎月返済 ②ボーナス併用毎月返済 | 県農業信用基金協会 | ①変動金利 ②固定金利 |
| | 20歳以上65歳未満で、最終返済時の年齢が72歳未満の方となります。 | 負債整理資金、営農資金、事業資金等は除きます。） | 10万円～500万円（1万円単位） | 6か月～10年 | | 三菱UFJニコス（株） | |
| マイカーローン | 18歳以上75歳未満で、最終返済時の年齢が80歳未満のJ A組合員の方となります。 | お車、バイクのご購入、点検・車検等にご利用いただけます。 ※貸付時年齢71歳以上は、200万円が上限 | 10万円～1,000万円（1万円単位） | 6か月～10年 | 元利均等返済 ①毎月返済 ②ボーナス併用毎月返済 | 県農業信用基金協会 | ①変動金利 ②固定金利 |
| | 18歳以上75歳未満で、最終返済時の年齢が80歳未満の方となります。 | | | | | 三菱UFJニコス（株） | |
| クローバローン | 20歳以上で、最終返済時の年齢が70歳未満のJ A正組合員の方となります。 | 生活資金にご利用いただけます。（ただし負債整理資金、共済未払金、経済未払金は除きます。） | 10万円～300万円（1万円単位） | 1か月～5年 | 元利均等返済 ①毎月返済 ②ボーナス併用返済 ③事業農業者のみ年2回返済 | 県農業信用基金協会 | ①変動金利 ②固定金利 |
| カードローン（約定返済型） | 20歳以上で、最終返済時の年齢が70歳未満のJ A組合員の方となります。 | 生活に必要な一切の資金にご利用いただけます。 | 10万円～50万円（10万円単位） | 2年（自動更新） | ①毎月返済 ②任意返済 | 県農業信用基金協会 | 変動金利 |
| | 20歳以上で、最終返済時の年齢が70歳未満の方となります。 | | 10万円～500万円（10万円単位） | 1年（自動更新） | | 三菱UFJニコス（株） | |

※1. 適用金利等詳しくは、窓口にお尋ね下さい。

2. お申し込みいただく際に、身分証明や所得証明などの書類が必要となります。また、当組合で審査したのち、それぞれご希望保証会社等がさらに審査いたします。

3. 住宅ローンでは、建物および敷地に（根）抵当権を設定させていただきます。

また、建物には火災共済（保険）を付けていただき、これに質権を設定させていただく場合があります。

公庫等の受託資金（主なもの）

（令和元年6月28日現在）

| 金融機関名 | 資金名 |
|----------------------|--|
| 日本政策金融公庫 （農林水産事業） | 農業経営基盤強化資金、青年等就農資金、経営体育成強化資金、農業改良資金、農業基盤整備資金、農林漁業セーフティネット資金、振興山村・過疎地域経営改善資金、農林漁業施設資金、中山間地域活性化資金、食品流通改善資金 |
| 日本政策金融公庫 （国民生活事業） | 教育資金 |

※このほかにも多数の資金を取り扱っておりますので、詳しくは窓口にお尋ねください。

● 為替業務

全国のJA・信連・農林中金はじめ、ゆうちょ銀行を含む全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当組合の窓口をとおして全国のどこの金融機関へでも送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできる内国為替をお取り扱いしています。

● 国債窓口販売

個人向け国債（3年固定利付債、5年固定利付債、10年変動利付債）、新窓販国債（2、5、10年利付国債）の窓口販売の取扱いをしています。

● サービス・その他

全国のJAのATMや他金融機関等との提携によるATM入出金や年金等の受取、各種料金の自動支払い、などのサービスに努めています。

また、偽造キャッシュカードによる被害防止対策として、全JAにおいてICキャッシュカードを取扱いしております。

サービス・その他商品（主なもの）

（令和元年6月28日現在）

| 項目 | サービス内容 |
|------------------|---|
| JAキャッシュサービス ※ | JAバンクのキャッシュカードをお持ちのお客さまは、JAバンクのATMによるご入金、ご出金、残高照会サービスを終日無料でご利用いただけます。また、三菱UFJ銀行、セブン銀行、イーネットATM、ローソンATM、JFマリンバンクのATMによる平日、日中時間帯のご出金・残高照会のサービスも無料でご利用が可能です。（セブン銀行・イーネットATM・ローソンATMのATMではご入金も無料でご利用が可能です。） |
| ICキャッシュカード | 従来の磁気ストライプのキャッシュカードにICチップを搭載した併用型キャッシュカードです。偽造や不正な読み取りが困難なICチップを搭載することにより、安全性を強化しました。 |
| JAカード | JA独自の多彩な特典を備えた「JAならではの」クレジットカードで、ICチップを搭載したJAカードは、お客さまに安全をお届けいたします。また、ICキャッシュカードと一緒にあった一体型カードもございます。 |
| JAネットバンク | 窓口やATMに行かなくても、お手持ちのインターネットに接続されているパソコン、または、スマートフォン・携帯電話から、残高照会や振込・振替などの各種サービスをご利用いただけます。 |
| 給与受取サービス | JAバンクで給与をお受け取りいただくと、全国どこでもお引出しができて便利です。全国に約7,000店舗、平日日中に無料で利用できる提携ATMが約72,000台（平成31年3月31日現在 JAバンクATM含む JAバンク調べ）あります。 |
| 年金受取サービス | 国民年金・厚生年金など各種年金が自動的にお客さまの指定口座に振込まれ、JAバンクなら全国どこでもお引出しが便利です。 |
| 自動支払サービス | 毎月かかる公共料金（電気・ガス・水道・電話・NHK受信料）や家賃などは、口座から自動的に、お支払いいただけます。 |

※ 稼働時間はATMにより異なります。また、ATM稼働時間であってもJAバンクのキャッシュカードによるお取引ができない場合がございます。詳しくはお近くのJAまたは、ご利用ATMの掲示等でご確認ください。

● 主な手数料一覧

本表は、各種の商品・サービスにかかる手数料（消費税8%相当額を含む）を掲載しています。

(1) A T M利用手数料（1件につき）

※ J AバンクのA T Mを利用する場合

（令和元年6月28日現在）

| 利用カード 利用時間 | 全国 J A 発行の キャッシュカード | | 提携金融機関の キャッシュカード (三菱 U F J 銀行を除く) | 三菱 U F J 銀行の キャッシュカード | クレジットカード (自動キャッシング) | |
|---------------|------------------------|-----|---|--------------------------|------------------------|-------|
| | 出 金 | 入 金 | 出 金 | 出 金 | 出 金 | |
| 平 日 | 8:00～ 8:45 | 無料 | 無料 | 216 円 | 108 円 | 108 円 |
| | 8:45～18:00 | | | 108 円 | 無 料 | 無 料 |
| | 18:00～21:00 | | | 216 円 | 108 円 | 108 円 |
| 土曜日 | 9:00～14:00 | | | 108 円 | 108 円 | 無 料 |
| | 14:00～21:00 | | | 216 円 | 108 円 | 108 円 |
| 日曜日 祝 日 | 9:00～21:00 | | | | 216 円 | 108 円 |

(2) 為替関係手数料（1件につき）

（令和元年6月28日現在）

| 区 分 | 取 扱 内 容 | | 金 額 | 窓口利用 | A T M利用 | ネットバンク | |
|-----------|---------|-----------|------------|-----------|---------|--------|-------|
| 振込手数料 | 系統宛 | 同 一 店 内 | 3万円未満 | 無料 | 108 円 | 無料 | |
| | | | 3万円以上（組合員） | 無料 | 216 円 | 無料 | |
| | | | 3万円以上（員外） | 216 円 | 216 円 | 無料 | |
| | | 県 内 J A | 1万円未満 | 324 円 | 108 円 | 108 円 | |
| | | | 1万円～3万円未満 | 432 円 | 108 円 | 108 円 | |
| | | | 3万円以上 | 648 円 | 324 円 | 216 円 | |
| | 県外系統宛 | 1万円未満 | 324 円 | 108 円 | 108 円 | | |
| | | 1万円～3万円未満 | 432 円 | 324 円 | 108 円 | | |
| | | 3万円以上 | 648 円 | 432 円 | 216 円 | | |
| | | 他行宛 | 電 信 扱 い | 1万円未満 | 432 円 | 432 円 | 216 円 |
| | | | | 1万円～3万円未満 | 540 円 | 432 円 | 216 円 |
| | | | 文 書 扱 い | 3万円以上 | 756 円 | 648 円 | 432 円 |
| 1万円未満 | 324 円 | | | — | — | | |
| 1万円～3万円未満 | 432 円 | — | — | | | | |
| 3万円以上 | 648 円 | — | — | | | | |

| 区 分 | 取扱内容 | 手数料 |
|------------------|---------|-------|
| 送金手数料 | 県内外系統宛 | 432 円 |
| | 他行宛(普通) | 648 円 |
| | 他行宛(電信) | 864 円 |
| 代金取立手数料 (隔地間) | 県内外系統宛 | 216 円 |
| | 他行普通扱い | 648 円 |
| | 他行至急扱い | 864 円 |

| 区 分 | 取扱内容 | 手数料 |
|------------------|-----------|---------|
| そ の 他 諸 手 数 料 | 送金・振込組戻料 | 648 円 |
| | 不渡手形返却料 | 648 円 |
| | 取立手形組戻料 | 648 円 |
| | 取立手形店頭显示料 | ※ 648 円 |

※ただし648円を超える実費を要する場合は実費

(3) 諸手数料

（令和元年6月28日現在）

| 取 扱 内 容 | 基 準 | 手 数 料 |
|-------------------|---------------|-----------|
| 貯金残高証明書発行手数料 | 1通あたり | 216 円 |
| 通帳・証書再発行手数料 | 1冊(枚)あたり | 540 円 |
| I Cキャッシュカード再発行手数料 | 1枚あたり | 1,080 円 |
| カード再発行手数料 | 1枚あたり | 648 円 |
| 取引履歴出力 | 1回あたり | 540 円 |
| 小切手帳交付手数料 | 1冊あたり | 324 円 |
| 自己宛小切手交付手数料 | 1枚あたり | 432 円 |
| 約束手形帳交付手数料 | 1冊あたり | 432 円 |
| 口座振替手数料(契約に基づくもの) | 1件あたり | 0 円 |
| 国債口座管理手数料 | 1口座あたり(月額) | 無料 |
| J A ネットバンク基本手数料 | 1契約あたり(月額) | 無料 |
| 法人ネットバンク基本手数料 | 照会・振込サービス(月額) | 1,080 円 |
| | データ伝送サービス(月額) | 2,160 円 |
| 個人情報開示事務手数料 | 1件あたり | 1,080円+実費 |

(4) 両替手数料

(1件につき)

| 取扱枚数 | 手数料 |
|----------|-------|
| 1～100枚 | 無料 |
| ～1,000枚 | 324 円 |
| ～2,000枚 | 648 円 |
| ～3,000枚 | 972 円 |
| 3,001枚以上 | ※ |

※ 972円+1,000枚毎に
324円を追加

□ 共済事業

「一人は万人のために、万人は一人のために」の理念のもとに、日本の農村では古くから共同体をつくり、お互いに支え合い、助け合って暮らしを営んできました。共済事業は、こうした相互扶助（助け合い）を事業理念として、組合員・利用者の皆さまの生活全般にわたる様々なリスクに幅広く対応し、生活の安定をはかるため、生命と損害の両分野の保障を提供しています。

J A共済の使命は、組合員・利用者の皆さまが豊かで安心して暮らせるよう、生活全般にわたるリスクに対して幅広く保障するよう努めることです。万一のときや病気、ケガ、老後などに備える「ひと」の保障。火災はもちろん、地震や台風などの自然災害に備える「いえ」の保障。自動車事故のリスクに備える「くるま」の保障。これらの「ひと・いえ・くるま」の総合保障を通じて、一人ひとりの人生設計を一生サポートし、皆さまの“くらしのパートナー”として「安心」と「満足」をお届けしていきます。

■長期共済（共済期間が5年以上の契約）

- 終身共済……………一生にわたって万一のときを保障するプランです。ニーズに合わせて特約を付加することにより保障内容を自由に設計することもできます。
- 一時払終身共済…まとまった資金を活用して加入する終身共済です。一生にわたる万一のときを保障するとともに、相続対策ニーズにも応えるプランです。
- 引受緩和型終身共済
……………健康上の不安がある方でもご加入しやすい万一保障です。通院中の方、病歴がある方も簡単な告知でお申込みいただけます。一生にわたって、万一の保障が確保できます。
- 定期生命共済……万一のときを一定期間保障するプランです。手頃な共済掛金で加入できます。法人化された担い手や経営者の万一保障と退職金などの資金形成ニーズに応えるプランもあります。
- 医療共済……………病気やケガによる入院・手術を手厚く保障するプランです。ニーズに合わせて保障期間や共済掛金払込期間が選べるほか、万一保障や先進医療保障を加えたり、がん保障を充実させることもできます。
- 引受緩和型医療共済
……………健康上の不安がある方でもご加入しやすい医療共済です。通院中の方、病歴がある方も簡単な告知でお申込みいただけます。入院・手術・放射線治療を一生保障します。持病（既往症）の悪化・再発もしっかり保障します。
- がん共済……………一生にわたってがんによる入院・手術を保障するプランです。がん診断時や再発・長期治療のときは一時金をお支払いします。ニーズに合わせて、先進医療保障を加えたり入院・手術等の保障を充実させることもできます。
- 介護共済……………所定の要介護状態となったときの資金準備のためのプランです。公的介護保険制度と連動しており、介護の不安をわかりやすく保障します。
- 一時払介護共済…まとまった資金を活用して加入する介護共済です。公的介護保険制度と連動しており、介護の不安をわかりやすく保障します。
- 予定利率変動型年金共済
……………老後の生活資金準備のためのプランです。医師の診査もなく簡単な手続きで加入できます。また、最低保証予定利率が設定されていますので安心です。
- 生活障害共済……病気やケガにより身体に障害が残ったとき、収入の減少や支出の増加に備えられる幅広い保障です。継続的にささえるプラン（定期年金型）と、まとまったお金でささえるプラン（一時金型）を選択でき、両プランへの加入も可能です。
- 養老生命共済……万一のときの一定期間の保障とともに、資金形成ニーズにも応えるプランです。
- 子ども共済……………お子さまの将来の進学時の学資や将来の資金準備のためのプランです。ご契約者さまが万一のときは、満期まで毎年養育年金をお支払いするプランもあります。
- 建物更生共済……火災はもちろん、地震や台風などの自然災害も幅広く保障します。また、満期共済金は、建物の新築・増改築や家財の買替資金としてご活用いただけます。

■短期共済（共済期間が5年未満の契約）

- 自動車共済……………相手方への対人・対物賠償保障をはじめ、ご自身・ご家族のための傷害保障、車両保障など、万一の自動車事故を幅広く保障します。
- 自賠責共済……………法律で全ての自動車に加入が義務づけられています。人身事故の被害者への賠償責任を保障します。
- 傷害共済……………日常のさまざまな災害による万一のときやケガを保障します。
- 火災共済……………住まいの火災損害を保障します。

□ 購買事業

購買事業は、肥料や農薬など農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、それを組合員に供給する事業です。

この事業は、計画的な大量購入によって、安い価格で仕入れ、流通経費を節約して、組合員に安く安全でよい品物を供給しようというものです。これを進めるために購買事業では、予約注文方式をとっています。

この方式は、組合員の生活物資・生産資材の購入にあたって、前もってJ Aに注文しておき、J AはそれをまとめてJ A全農に発注し、J A全農はこの大量予約注文を背景にメーカーと交渉して安く仕入れるというものです。

購買事業の取扱い品目は多種にわたり、特に、生活関係の取扱いでは、プロパンガスや灯油などの燃料関係から食料品、衣料品の供給、葬祭業務なども取り扱っています。

□ 販売事業

販売事業の目的は、組合員の生産した農畜産物などを共同で販売することで、より高い収入が得られるようにしていくことです。

農畜産物の流通は、一般的に、生産者→J A→卸売市場→小売店→消費者という流れになっています。そして、農畜産物の価格は、卸売市場の需要と供給との関係で決まるわけですが、農畜産物は天候に左右されること、季節的な生産であること、さらに多くの農家が有利な作物を求めて競争し合い、物によっては過剰となり、産地間競争が激しくなって農畜産物価格を引き下げてしまう場合もしばしばあります。

この農畜産物価格の不安定を正し、計画的な出荷によって市場で有利な販売を実現しようとするのが、J Aの販売事業です。

この目的を達成するためJ Aグループでは、無条件委託・実費手数料・共同計算・全利用方式というほかの企業にないJ A独自の方式を主要な農畜産物について実施しています。

さらに、J Aの販売事業は、消費者のみなさんのニーズに応じた新鮮で安全な農畜産物を安定的に供給できるよう生産・販売体制の強化に取り組んでいます。また、地元でとれた農畜産物を地域のみなさんに提供するため直売などの事業についても積極的に取り組んでいます。

□ 指導事業

指導事業は、営農指導事業と生活指導事業に大別されます。これらは、組合員の営農や生活活動がより効果的に行われることを目的に行っています。直接収益を生み出すという事業ではありませんが、販売・購買・信用・共済などの事業のカナメとして取り組んでいます。

● 営農指導事業

営農指導事業は、組合員の営農を指導し、その改善を図っていく重要な事業です。

J Aの営農指導は、単に技術指導を行うのではなく、組合員の農業経営全般について指導し、地域営農集団の育成など、協同して合理的な農業経営を確立するよう働きかけていくものです。つまり、生産から流通までの仕組みをJ Aの総合的な力で指導援助することによって、個々の農家では難しい所得の増大を実現していこうというものです。

● 生活指導事業

生活指導事業は、組合員の生活全般について指導し、組合員や地域社会の生活改善を図っていくものです。

その範囲は、消費生活、健康、文化、娯楽など幅広い活動に及びます。具体的には、健康管理活動や相談活動、家計簿記帳や料理教室、農畜産物の自給運動、生鮮食料品などの共同購入、レクリエーション活動、さらに、地域における助けあい活動などに取り組んでいます。

□ 資産管理事業

資産管理事業は、組合員が土地を手放すことなく、土地の農業的利用や都市的利用を実現し、農と住の調和したまちづくりを目指すさまざまな事業をJAのリーダーシップで順次展開していくものです。

資産管理事業をJAでは宅地等供給事業として行なっています。

□ その他の事業

その他にもJAでは、農家の営農や地域住民の生活のすべての面にかかわるさまざまな事業を行っています。

主なものをあげると次のとおりです。

● 旅行事業

(株)農協観光との業務提携により組合員はもちろん地域住民のみなさんに対する国内旅行、海外旅行の企画、(株)農協観光主催旅行商品の紹介、斡旋を行っています。

● 利用事業

JAでは、組合員の営農または生活に必要な共同利用施設を設置し、組合員に利用してもらっています。

● 農産物直売所

地元で生産された米や野菜などを安価で販売し、地域の皆様にご利用いただいております。

● 農業支援センター

水稻種子温湯消毒、水稻苗育苗・野菜苗育苗供給、農作業受託、太田市農村環境センター業務委託管理を行っています。

● 葬祭事業

組合員をはじめ地域住民の方々からより信頼される事業となるよう「安心と真心のサービス」を提供していきます。

● 斎場管理受託事業

斎場管理業務の健全運営と各葬祭業者との連携をとり利用者のニーズに応えられる事業運営を展開し、より一層施設利用の向上に努めます。

【経営資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位：千円)

| 科 目 | 資 産 | |
|----------------|-----------------------------|-----------------------------|
| | 平成 29 年 度 (平成30年2月28日現在) | 平成 30 年 度 (平成31年2月28日現在) |
| (資産の部) | | |
| 1. 信用事業資産 | 93,380,829 | 94,939,599 |
| (1) 現 金 | 324,647 | 308,465 |
| (2) 預 金 | 78,204,583 | 78,992,784 |
| 系統預金 | 77,160,416 | 77,936,726 |
| 系統外預金 | 1,044,166 | 1,056,057 |
| (3) 有価証券 | 1,843,546 | 2,035,862 |
| 国 債 | 1,739,926 | 1,932,882 |
| 地 方 債 | 103,620 | 102,980 |
| (4) 貸 出 金 | 12,565,233 | 13,146,992 |
| (5) その他の信用事業資産 | 475,219 | 485,558 |
| 未収収益 | 463,413 | 473,588 |
| その他の資産 | 11,806 | 11,970 |
| (6) 貸倒引当金 | △ 32,399 | △ 30,063 |
| 2. 共済事業資産 | 102,790 | 3,046 |
| (1) 共済貸付金 | 101,586 | 2,781 |
| (2) 共済未収利息 | 1,122 | 62 |
| (3) その他の共済事業資産 | 92 | 203 |
| (4) 貸倒引当金 | △ 12 | 0 |
| 3. 経済事業資産 | 575,395 | 578,618 |
| (1) 経済事業未収金 | 283,796 | 300,163 |
| (2) 経済受託債権 | 135,196 | 122,338 |
| (3) 棚卸資産 | 78,713 | 95,674 |
| 購 買 品 | 62,206 | 80,612 |
| その他の棚卸資産 | 16,507 | 15,062 |
| (4) リース投資資産 | 68,677 | 52,541 |
| (5) その他の経済事業資産 | 23,627 | 22,066 |
| (6) 貸倒引当金 | △ 14,616 | △ 14,166 |
| 4. 雑 資 産 | 152,495 | 143,709 |
| 5. 固定資産 | 2,081,558 | 2,052,400 |
| (1) 有形固定資産 | 2,078,277 | 2,049,593 |
| 建 物 | 1,910,645 | 1,901,546 |
| 機 械 装 置 | 567,127 | 557,888 |
| 土 地 | 1,063,756 | 1,063,756 |
| 建設仮勘定 | 2,116 | 0 |
| その他の有形固定資産 | 856,949 | 867,848 |
| 減価償却累計額 | △ 2,322,316 | △ 2,341,445 |
| (2) 無形固定資産 | 3,278 | 2,805 |
| その他の無形固定資産 | 3,278 | 2,805 |
| 6. 外部出資 | 3,939,410 | 3,939,227 |
| (1) 外部出資 | 3,939,410 | 3,939,227 |
| 系統出資 | 3,732,762 | 3,732,762 |
| 系統外出資 | 198,648 | 198,465 |
| 子会社等出資 | 8,000 | 8,000 |
| 7. 繰延税金資産 | 106,473 | 90,489 |
| 資 産 の 部 合 計 | 100,338,952 | 101,747,090 |

(単位：千円)

| 負債及び純資産 | | |
|----------------------------|-------------|-------------|
| 科 目 | 平成 29 年 度 | 平成 30 年 度 |
| (負債の部) | | |
| 1. 信用事業負債 | 93,449,700 | 95,001,556 |
| (1) 貯 金 | 93,180,663 | 94,663,468 |
| (2) その他の信用事業負債 | 269,036 | 338,088 |
| 未払費用 | 53,224 | 31,624 |
| その他の負債 | 215,812 | 306,463 |
| 2. 共済事業負債 | 472,706 | 344,806 |
| (1) 共済借入金 | 101,586 | 2,781 |
| (2) 共済資金 | 190,597 | 168,269 |
| (3) 共済未払利息 | 1,122 | 62 |
| (4) 未経過共済付加収入 | 178,808 | 172,997 |
| (5) 共済未払費用 | 590 | 696 |
| 3. 経済事業負債 | 487,904 | 453,598 |
| (1) 経済事業未払金 | 210,838 | 171,478 |
| (2) 経済受託債務 | 263,055 | 268,844 |
| (3) その他の経済事業負債 | 14,010 | 13,275 |
| 4. 雑 負 債 | 348,711 | 346,654 |
| (1) 未払法人税等 | 46,334 | 32,408 |
| (2) その他の負債 | 302,377 | 314,245 |
| 5. 諸引当金 | 445,057 | 390,796 |
| (1) 賞与引当金 | 41,981 | 42,016 |
| (2) 退職給付引当金 | 401,338 | 348,779 |
| (3) 睡眠貯金払戻損失引当金 | 1,737 | 0 |
| 負債の部合計 | 95,204,079 | 96,537,412 |
| (純資産の部) | | |
| 1. 組合員資本 | 4,951,001 | 5,155,398 |
| (1) 出資金 | 1,146,140 | 1,128,641 |
| (2) 資本準備金 | 340 | 340 |
| (3) 利益剰余金 | 3,815,898 | 4,036,885 |
| 利益準備金 | 2,302,412 | 2,302,412 |
| その他利益剰余金 | 1,513,486 | 1,734,473 |
| 特別積立金 | 163,613 | 163,613 |
| リスク管理強化積立金 | 495,000 | 705,000 |
| 信用事業基盤強化積立金 | 11,000 | 11,000 |
| カントリー施設整備積立金 | 200,000 | 250,000 |
| ^社 共同選別調製施設整備積立金 | 150,000 | 210,000 |
| 施設整備積立金 | 200,000 | 240,000 |
| 当期末処分剰余金 | 293,872 | 154,859 |
| (うち当期剰余金) | 252,171 | 120,159 |
| (4) 処分未済持分 | △ 11,377 | △ 10,468 |
| 2. 評価・換算差額等 | 74,665 | 54,279 |
| (1) その他有価証券評価差額金 | 74,665 | 54,279 |
| 純資産の部合計 | 5,025,666 | 5,209,678 |
| 負債及び純資産の部合計 | 100,229,746 | 101,747,090 |

2. 損益計算書

(単位：千円)

| 科 目 | 平成 29 年 度 | | 平成 30 年 度 | |
|---------------------|------------------------|-----------|------------------------|-----------|
| | (平成29年3月1日～平成30年2月28日) | | (平成30年3月1日～平成31年2月28日) | |
| 1. 事業総利益 (又は事業総損失) | | 1,774,842 | | 1,775,720 |
| (1) 信用事業収益 | | 817,555 | | 804,019 |
| 資金運用収益 | 716,314 | | 717,176 | |
| (うち預金利息) | (438,221) | | (443,809) | |
| (うち有価証券利息) | (18,399) | | (18,891) | |
| (うち貸出金利息) | (209,398) | | (203,632) | |
| (うちその他受入利息) | (50,294) | | (50,843) | |
| 役務取引等収益 | 14,725 | | 15,118 | |
| その他経常収益 | 86,515 | | 71,724 | |
| (2) 信用事業費用 | | 128,334 | | 108,669 |
| 資金調達費用 | 47,132 | | 32,361 | |
| (うち貯金利息) | (45,052) | | (30,384) | |
| (うち給付補てん備金繰入) | (1,000) | | (849) | |
| (うちその他支払利息) | (1,078) | | (1,126) | |
| 役務取引等費用 | 9,788 | | 9,997 | |
| その他経常費用 | 71,414 | | 66,311 | |
| (うち貸倒引当金戻入益) | (△ 1,558) | | (△ 2,336) | |
| 信用事業総利益 (又は信用事業総損失) | | 689,220 | | 695,350 |
| (3) 共済事業収益 | | 536,282 | | 498,627 |
| 共済付加収入 | 498,636 | | 466,092 | |
| 共済貸付金利息 | 2,430 | | 1,073 | |
| その他の収益 | 35,215 | | 31,461 | |
| (4) 共済事業費用 | | 46,847 | | 36,417 |
| 共済借入金利息 | 2,430 | | 1,073 | |
| 共済推進費 | 32,249 | | 24,175 | |
| 共済保全費 | 5,709 | | 5,313 | |
| その他の費用 | 6,457 | | 5,854 | |
| (うち貸倒引当金戻入益) | (0) | | (△ 12) | |
| 共済事業総利益 | | 489,435 | | 462,210 |
| (5) 購買事業収益 | | 1,479,994 | | 1,774,759 |
| 購買品供給高 | 1,208,957 | | 1,509,316 | |
| その他の収益 | 271,037 | | 265,443 | |
| (6) 購買事業費用 | | 1,258,659 | | 1,512,918 |
| 購買品供給原価 | 1,049,220 | | 1,297,497 | |
| その他の費用 | 209,438 | | 215,420 | |
| (うち貸倒引当金戻入益) | (△ 3,286) | | (△ 978) | |
| 購買事業総利益 | | 221,335 | | 261,841 |
| (7) 販売事業収益 | | 262,631 | | 220,401 |
| 販売手数料 | 245,164 | | 206,101 | |
| その他の収益 | 17,467 | | 14,300 | |
| (8) 販売事業費用 | | 26,252 | | 18,712 |
| その他の費用 | 26,252 | | 18,712 | |
| 販売事業総利益 | | 236,379 | | 201,688 |
| (9) 保管事業収益 | | 12,495 | | 11,639 |
| (10) 保管事業費用 | | 582 | | 683 |
| 保管事業総利益 | | 11,913 | | 10,956 |
| (11) 利用事業収益 | | 288,368 | | 297,104 |
| (12) 利用事業費用 | | 154,457 | | 147,815 |
| 利用事業総利益 | | 133,910 | | 149,288 |
| (13) 資産管理事業収益 | | 4,759 | | 8,163 |
| (14) 資産管理事業費用 | | 821 | | 686 |
| 資産管理事業総利益 | | 3,938 | | 7,477 |
| (15) 旅行事業収益 | | 2,805 | | 2,587 |
| (16) 旅行事業費用 | | 151 | | 109 |
| 旅行事業総利益 | | 2,654 | | 2,477 |
| (17) 指導事業収入 | | 5,427 | | 5,541 |
| (18) 指導事業支出 | | 19,373 | | 21,112 |
| 指導事業収支差額 | | △ 13,945 | | △ 15,570 |

(単位：千円)

| 科 目 | 平 成 29 年 度 | | 平 成 30 年 度 | |
|-------------------------|---------------------|-----------|---------------------|-----------|
| 2. 事業管理費 | | 1,604,505 | | 1,615,659 |
| (1) 人件費 | 1,224,415 | | 1,239,597 | |
| (2) 業務費 | 134,845 | | 135,171 | |
| (3) 諸税負担金 | 59,445 | | 48,044 | |
| (4) 施設費 | 168,973 | | 178,358 | |
| (5) その他事業管理費 | 16,824 | | 14,487 | |
| 事業利益 | | 170,337 | | 160,061 |
| 3. 事業外収益 | | 86,884 | | 82,071 |
| (1) 受取雑利息 | 3,902 | | 4,205 | |
| (2) 受取出資配当金 | 38,212 | | 37,735 | |
| (3) 賃貸料 | 20,298 | | 19,796 | |
| (4) 雑収入 | 24,471 | | 20,334 | |
| 4. 事業外費用 | | 19,165 | | 16,448 |
| (1) 支払雑利息 | 835 | | 842 | |
| (2) 寄付金 | 138 | | 107 | |
| (3) 賃貸費用 (うち減価償却費) | 14,064 (5,119) | | 13,945 (5,141) | |
| (4) 雑損失 (うち貸倒引当金戻入益) | 4,128 | | 1,553 (△ 17) | |
| 経常利益 | | 238,055 | | 225,685 |
| 5. 特別利益 | | 10,848 | | 35,314 |
| (1) 固定資産処分益 | 46 | | 131 | |
| (2) 一般補助金 | 10,772 | | 35,183 | |
| (3) 受取損害賠償金 | 30 | | 0 | |
| 6. 特別損失 | | 15,872 | | 82,034 |
| (1) 固定資産処分損 | 6,100 | | 3,587 | |
| (2) 固定資産圧縮損 | 9,772 | | 35,183 | |
| (3) 減損損失 | | | 43,264 | |
| 税引前当期利益 | | 233,032 | | 178,965 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 54,137 | | 37,642 | |
| 過年度法人税等追徴税額 | 5,881 | | 2,939 | |
| 法人税等調整額 | 9,562 | | 18,224 | |
| 法人税等合計 | | 69,581 | | 58,806 |
| 当期剰余金 | | 163,451 | | 120,159 |
| 前期繰越剰余金 | | 42,233 | | 34,700 |
| 当期末処分剰余金 | | 205,684 | | 154,859 |

3. 注記表 平成29年度

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

- | |
|---|
| ①満期保有目的の債権：償却原価法（定額法） ②子会社株式：移動平均法による原価法 ③その他有価証券 ア．時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、 売却原価は移動平均法により算定） イ．時価のないもの：移動平均法による原価法 |
|---|

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- | |
|--|
| ①購買品（直売所・葬祭センター・斎場を除く） ・・・総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法） ②購買品（直売所・葬祭センター・斎場） ・・・最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法） ③その他の棚卸資産 ・・・最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法） |
|--|

(3) 固定資産の減価償却の方法

- | |
|---|
| ①有形固定資産 定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。 なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。 また、取得価格10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規程に基づき、3年間で均等償却を行っています。 ②無形固定資産 定額法を採用しています。自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。 |
|---|

(4) 引当金の計上基準

- | |
|---|
| ① 貸倒引当金 貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権のうち、債権の元本の回収に係るキャッシュフローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュフローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収見込額を控除した残額との差額を計上しています。 なお、5,000千円以下の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算出した金額を計上しています。 上記以外の債権については、貸倒実績率で算出した金額に基づき計上しています。 すべての債権については、資産査定要領に基づき、資産査定部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づき上記の引当てを行っています。 ② 賞与引当金 職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。 ③ 退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期に発生していると認められる額を計上しています。なお、当組合は退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。 ④ 睡眠貯金払戻損失引当金 利益計上した睡眠貯金について貯金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しています。 |
|---|

(5) 収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準
リース料受取時に利用収益と利用費用を計上する方法によっています。

(6) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

(7) 決算書類に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産から直接控除した引当金

雑資産から控除されている貸倒引当金の額 22千円

(2) 固定資産の圧縮記帳額

圧縮記帳により固定資産の帳簿価額を直接減額した金額は、2,052,753千円であり、その内訳は次の通りです。

建物 1,429,172千円 構築物 6,600千円 機械装置 578,886千円
車両運搬具 2,834千円 工具器具備品 35,261千円

(3) 担保に供している資産

| (単位：千円) | | | | |
|------------|-----------|--------|------------------|------|
| 担保に供している資産 | | | 担保権によって担保されている債務 | |
| 種類 | 期末帳簿価額 | 担保権の種類 | 内容 | 期末残高 |
| 定期預金 | 3,000,000 | 質権 | 為替仕向限度額 | — |

(注) 国債10,000千円を宅建営業保証金として供託しています。

(4) 子会社に対する金銭債権・債務の総額

- ・ 子会社に対する金銭債権の総額 —
- ・ 子会社に対する金銭債務の総額 37,036千円

(5) 役員に対する金銭債権・債務の総額

- ・ 理事及び監事に対する金銭債権の総額 22,232千円
- ・ 理事及び監事に対する金銭債務の総額 —

(6) リスク管理債権

貸出金のうち、破綻先債権はなく、延滞債権額は83,730千円です。
なお、破綻先債権とは元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みのないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年制令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、3カ月以上延滞債権はありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものです。

破綻先債権額、延滞債権額の合計額は83,730千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

3. 損益計算書に関する注記

(1) 子会社との取引

| | |
|-----------------|----------|
| ①子会社との取引による収益総額 | 8,636 千円 |
| うち事業取引高 | 8,636 千円 |
| ②子会社との取引による費用総額 | 2 千円 |
| うち事業取引高 | 2 千円 |

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

| |
|---|
| <p>①金融商品に対する取組方針</p> <p>当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業・団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫等へ預けているほか、国債や地方債などの債券による運用を行っています。</p> |
| <p>②金融商品の内容及びそのリスク</p> <p>当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。</p> <p>また、有価証券は、主に国債や地方債であり、その他有価証券で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。</p> |
| <p>③金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>ア. 信用リスクの管理</p> <p>当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に総務部を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先の収支状況などにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「自己査定に基づく資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。</p> <p>イ. 市場リスクの管理</p> <p>当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場リスクを的確にコントロールすることにより、収益及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。</p> <p>とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買等を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。</p> <p>(市場リスクに係る定量的情報)</p> <p>当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金です。</p> <p>当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に際し参照しています。</p> <p>金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当期末現在、指標となる金利が0.15%上昇したものと想定した場合には、経済価値が18,210千円減少するものと把握しています。</p> <p>当該変動幅は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。</p> <p>また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。</p> |

ウ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、流動性リスクについては、運用・調達について定期的に資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず③に記載しています。

(単位：千円)

| | 貸借対照表計上額 | 時 価 | 差 額 |
|-----------|------------|------------|----------|
| 預金 | 78,204,583 | 78,189,102 | △ 15,481 |
| 有価証券 | | | |
| その他有価証券 | 1,843,546 | 1,843,546 | — |
| 貸出金（*1） | 12,565,233 | | |
| 貸倒引当金（*2） | △ 32,399 | | |
| 貸倒引当金控除後 | 12,532,833 | 12,958,147 | 425,314 |
| 資産計 | 92,580,962 | 92,990,795 | 409,833 |
| 貯金 | 93,180,663 | 93,203,335 | 22,672 |
| 負債計 | 93,180,663 | 93,203,335 | 22,672 |

（*1）貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している職員厚生貸付金28,958千円を含めています。

（*2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

②金融商品の時価の算定方法

【資産】

ア. 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円L i b o r ・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

イ. 有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっています。

ウ. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円L i b o r ・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権、期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

ア. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円L i b o r ・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

| | |
|-----------|-----------|
| | 貸借対照表計上額 |
| 外部出資 (*1) | 3,939,410 |

(*1) 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

| | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 3年以内 | 3年超 4年以内 | 4年超 5年以内 | 5年超 |
|-------------------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----------|
| 預金 | 77,204,583 | — | — | — | — | 1,000,000 |
| 有価証券 | | | | | | |
| その他有価証券のうち満期があるもの | — | — | — | 1,200,000 | 510,000 | 50,000 |
| 貸出金 (*1, 2) | 942,638 | 774,345 | 712,530 | 649,430 | 601,543 | 8,838,004 |
| 合計 | 78,147,221 | 774,345 | 712,530 | 1,849,430 | 1,111,543 | 9,888,004 |

(*1) 貸出金のうち、当座貸越112,880千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等46,741千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

| | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 3年以内 | 3年超 4年以内 | 4年超 5年以内 | 5年超 |
|---------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------|
| 貯金 (*1) | 80,592,473 | 5,736,182 | 4,476,957 | 980,997 | 1,377,769 | 16,282 |

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

5. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額

①その他の有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

| 種類 | 取得原価又は 償却原価 | 貸借対照表 計上額 | 差額 (*) |
|---------------------------|----------------|--------------|--------|
| 貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの | | | |
| 国債 | 1,660,414 | 1,739,926 | 79,511 |
| 地方債 | 100,000 | 103,620 | 3,620 |
| 合計 | 1,760,414 | 1,843,546 | 83,131 |

(*) 上記差額から繰延税金負債22,994千円を差し引いた額60,137千円を、「その他有価証券評価差額金」に計上しています。

6. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に関する事項

①採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度、特定退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

②退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|----------------|-------------|
| 期首における退職給付引当金 | 423,304 千円 |
| 退職給付費用 | 85,423 千円 |
| 退職給付の支払額 | △ 65,978 千円 |
| 特定退職金共済制度への拠出金 | △ 41,411 千円 |
| 期末における退職給付引当金 | 401,338 千円 |

③退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

| | |
|-----------|--------------|
| 退職給付債務 | 925,564 千円 |
| 特定退職金共済制度 | △ 524,225 千円 |
| 未積立退職給付債務 | 401,338 千円 |
| 退職給付引当金 | 401,338 千円 |

④退職給付に関する損益

| | |
|--------------|-----------|
| | 85,423 千円 |
| 勤務費用 | 10,297 千円 |
| 臨時に支払った割増退職金 | 95,720 千円 |
| 退職給付費用 | |

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 13,475千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された平成28年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、188,752千円となっています。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

| | |
|---------------------|-------------|
| 繰延税金資産 | |
| 退職給付引当金 | 111,010 千円 |
| 貸倒引当金 | 12,581 千円 |
| 賞与引当金 | 11,612 千円 |
| 減損損失 | 7,655 千円 |
| 未払事業税・地方特別法人税 | 3,189 千円 |
| 無形固定資産償却費否認 | 2,860 千円 |
| 未払費用否認額 | 1,904 千円 |
| 未収収益否認額 | 1,313 千円 |
| その他 | 822 千円 |
| 繰延税金資産小計 | 152,954 千円 |
| 評価性引当額 | △ 17,569 千円 |
| 繰延税金資産合計 (A) | 135,385 千円 |
| 繰延税金負債 | |
| その他有価証券評価差益 | △ 22,994 千円 |
| 全農合併に伴うみなし配当否認額 | △ 5,917 千円 |
| 繰延税金負債合計 (B) | △ 28,911 千円 |
| 繰延税金資産の純額 (A) + (B) | 106,473 千円 |

(2) 法定実効税率と法人税負担率との差異の主な原因

| | |
|--|----------|
| 法定実効税率 | 27.66 % |
| (調整) | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 3.63 % |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △ 0.91 % |
| 事業分量配当金の損金に算入された項目 | △ 2.40 % |
| 住民税等均等割額 | 1.15 % |
| 評価性引当額の増減 | △ 1.05 % |
| 修正申告等による影響額 | 2.52 % |
| その他 | △ 0.74 % |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 29.86 % |
| (追加情報) | |
| 「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号平成28年3月28日)を当事業年度から適用しています。 | |

8. その他の注記

(1) リース取引に関する会計基準に基づく注記

| | | |
|-------------------------|------------|--------|
| (借手側) | | |
| オペレーティングリース取引に係る未経過リース料 | | |
| (単位：千円) | | |
| 1年以内 | 1年超 | 合計 |
| 2,530 | 17,200 | 19,730 |
| (貸手側) | | |
| リース投資資産の内訳 | | |
| リース料債権部 | 74,123 千円 | |
| 見積残存価格部分 | - 千円 | |
| 受取利息相当額 | △ 5,446 千円 | |
| 合計 | 68,677 千円 | |

(2) 資産除去債務に関する会計基準に基づく注記

当組合は、鳥之郷支所、野菜センター等の利用事業施設用の借地に関して、不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該借地は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点では除去は想定していません。

また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

注 記 表 平成30年度

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

- | |
|---|
| ①満期保有目的の債権：償却原価法（定額法） ②子会社株式：移動平均法による原価法 ③その他有価証券 ア．時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、 売却原価は移動平均法により算定） イ．時価のないもの：移動平均法による原価法 |
|---|

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- | |
|--|
| ①購入品（直売所・葬祭センター・斎場を除く） ・・・総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法） ②購入品（直売所・葬祭センター・斎場） ・・・最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法） ③その他の棚卸資産 ・・・最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法） |
|--|

(3) 固定資産の減価償却の方法

- | |
|--|
| ①有形固定資産 定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く） 並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。 ②無形固定資産 定額法を採用しています。自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年） に基づく定額法により償却しています。 |
|--|

(4) 引当金の計上基準

- | |
|---|
| ① 貸倒引当金 貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権のうち、債権の元本の回収に係るキャッシュフローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュフローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収見込額を控除した残額との差額を計上しています。 なお、5,000千円以下の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率に基づき算出した金額を計上しています。 上記以外の債権については、貸倒実績率で算出した金額に基づき計上しています。 すべての債権については、資産査定要領に基づき、資産査定部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づき上記の引当てを行って行っています。 ② 賞与引当金 職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。 ③ 退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期に発生していると認められる額を計上しています。なお、当組合は退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。 |
|---|

(5) 収益及び費用の計上基準

| |
|--|
| ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準 リース料受取時に利用収益と利用費用を計上する方法によっています。 |
|--|

(6) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

| |
|--|
| 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。 |
|--|

(7) 決算書類に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産から直接控除した引当金

雑資産から控除されている貸倒引当金の額 5千円

(2) 固定資産の圧縮記帳額

圧縮記帳により固定資産の帳簿価額を直接減額した金額は、2,087,935千円であり、その内訳は次の通りです。

建物 1,445,232 千円 構築物 6,600 千円 機械装置 598,008 千円
車両運搬具 2,834 千円 工具器具備品 35,261 千円

(3) 担保に供している資産

| 担保に供している資産 | | 担保権によって担保されている債務 | | |
|------------|-----------|------------------|---------|------|
| 種 類 | 期末帳簿価額 | 担保権の種類 | 内 容 | 期末残高 |
| 定期預金 | 3,000,000 | 質権 | 為替仕向限度額 | — |

(4) 子会社に対する金銭債権・債務の総額

- ・ 子会社に対する金銭債権の総額 —
- ・ 子会社に対する金銭債務の総額 36,463 千円

(5) 役員に対する金銭債権・債務の総額

- ・ 理事及び監事に対する金銭債権の総額 49,629 千円
- ・ 理事及び監事に対する金銭債務の総額 —

(6) リスク管理債権

貸出金のうち、破綻先債権はなく、延滞債権額は79,017千円です。
なお、破綻先債権とは元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みのないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年制令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。
また、延滞債権とは未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金です。
貸出金のうち、3カ月以上延滞債権はありません。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。
貸出金のうち、貸出条件緩和債権はありません。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものです。
破綻先債権額、延滞債権額の合計額は79,017千円です。
なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

3. 損益計算書に関する注記

(1) 子会社との取引

| | |
|----------------|----------|
| ①子会社との取引による収益総 | 8,305 千円 |
| うち事業取引高 | 8,305 千円 |
| ②子会社との取引による費用総 | 1 千円 |
| うち事業取引高 | 1 千円 |

(2) 減損損失に関する事項

①資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支所ごとに、また、業務外固定資産（賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本所及び農業関連施設については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

当期に減損損失を計上した固定資産は、以下のとおりです。

| 場所 | 用途 | 種類 |
|-------|-------|---------|
| 休泊支所 | 営業用店舗 | 建物、構築物他 |
| 九合直売所 | 営業用店舗 | 建物、構築物他 |

②減損を認識するに至った経緯

休泊支所、九合直売所については当該店舗の営業収支が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

③減損損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳 (単位:千円)

| 区分 | 建物 | 構築物 | その他 | 合計 |
|-------|--------|-------|-------|--------|
| 休泊支所 | 2,162 | 81 | 71 | 2,316 |
| 九合直売所 | 31,866 | 6,214 | 2,867 | 40,948 |
| 合計 | 34,029 | 6,296 | 2,938 | 43,264 |

④回収可能価額の算定方法

休泊支所、九合直売所の固定資産の回収可能価額については正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定しています。

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業・団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫等へ預けているほか、国債や地方債などの債券による運用を行っています。

②金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に国債や地方債であり、その他有価証券で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

③金融商品に係るリスク管理体制

ア. 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に総務部を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先の収支状況などにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「自己査定に基づく資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

イ. 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場リスクを的確にコントロールすることにより、収益及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買等を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に際し参照しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当期末現在、指標となる金利が0.14%上昇したものと想定した場合には、経済価値が25,273千円減少するものと把握しています。

当該変動幅は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ウ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、流動性リスクについては、運用・調達について定期的に資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず③に記載しています。

(単位：千円)

| | 貸借対照表計上額 | 時 価 | 差 額 |
|-----------|------------|------------|----------|
| 預金 | 78,992,784 | 78,975,296 | △ 17,487 |
| 有価証券 | | | |
| その他有価証券 | 2,035,862 | 2,035,862 | — |
| 貸出金（*1） | 13,174,327 | | |
| 貸倒引当金（*2） | △ 30,063 | | |
| 貸倒引当金控除後 | 13,144,264 | 13,556,955 | 440,026 |
| 資産計 | 94,172,910 | 94,568,113 | 422,538 |
| 貯金 | 94,663,468 | 94,682,643 | 19,174 |
| 負債計 | 94,663,468 | 94,682,643 | 19,174 |

（*1）貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している職員厚生貸付金27,335千円を含めています。

（*2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

②金融商品の時価の算定方法

【資産】

ア. 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円L i b o r・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

イ. 有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっています。

ウ. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円L i b o r・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権、期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

ア. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

| 貸借対照表計上額 | |
|-----------|-----------|
| 外部出資 (*1) | 3,939,227 |

(*1) 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

| | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 3年以内 | 3年超 4年以内 | 4年超 5年以内 | 5年超 |
|---------------------------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|
| 預金 | 77,992,784 | — | — | — | — | 1,000,000 |
| 有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの | — | — | 1,200,000 | 510,000 | — | 250,000 |
| 貸出金 (*1, 2) | 948,851 | 795,218 | 732,480 | 680,889 | 626,553 | 9,314,624 |
| 合計 | 78,941,635 | 795,218 | 1,932,480 | 1,190,889 | 626,553 | 10,564,624 |

(*1) 貸出金のうち、当座貸越97,808千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等46,741千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

| | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 3年以内 | 3年超 4年以内 | 4年超 5年以内 | 5年超 |
|---------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------|
| 貯金 (*1) | 83,249,528 | 4,898,688 | 3,720,365 | 1,212,226 | 1,560,458 | 22,201 |

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

5. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額

①その他の有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

| 種類 | 取得原価又は 償却原価 | 貸借対照表 計上額 | 差額 (*) | |
|---------------------------|----------------|--------------|-----------|--------|
| 貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの | 国債 | 1,860,828 | 1,932,882 | 72,053 |
| | 地方債 | 100,000 | 102,980 | 2,980 |
| 合計 | 1,960,828 | 2,035,862 | 75,033 | |

(*) 上記差額から繰延税金負債20,754千円を差し引いた額54,279千円を、「その他有価証券評価差額金」に計上しています。

6. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に関する事項

①採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度、特定退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

②退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|----------------|-------------|
| 期首における退職給付引当金 | 401,338 千円 |
| 退職給付費用 | 73,178 千円 |
| 退職給付の支払額 | △ 82,675 千円 |
| 特定退職金共済制度への拠出金 | △ 43,061 千円 |
| 期末における退職給付引当金 | 348,779 千円 |

③退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

| | |
|-----------|--------------|
| 退職給付債務 | 862,565 千円 |
| 特定退職金共済制度 | △ 513,785 千円 |
| 未積立退職給付債務 | 348,779 千円 |
| 退職給付引当金 | 348,779 千円 |

④退職給付に関する損益

| | |
|--------|-----------|
| 勤務費用 | 73,178 千円 |
| 退職給付費用 | 73,178 千円 |

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 13,794千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された平成30年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、178,131千円となっています。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

| | |
|---------------------|-------------|
| 繰延税金資産 | |
| 退職給付引当金 | 96,472 千円 |
| 減損損失 | 18,720 千円 |
| 賞与引当金 | 11,621 千円 |
| 無形固定資産償却費否認 | 2,860 千円 |
| 未払事業税・地方特別法人税 | 2,322 千円 |
| 未払費用否認額 | 1,945 千円 |
| 未収収益否認額 | 1,249 千円 |
| その他 | 335 千円 |
| 繰延税金資産小計 | 135,530 千円 |
| 評価性引当額 | △ 18,369 千円 |
| 繰延税金資産合計 (A) | 117,161 千円 |
| 繰延税金負債 | |
| その他有価証券評価差益 | △ 20,754 千円 |
| 全農合併に伴うみなし配当否認額 | △ 5,917 千円 |
| 繰延税金負債合計 (B) | △ 26,671 千円 |
| 繰延税金資産の純額 (A) + (B) | 90,489 千円 |

(2) 法定実効税率と法人税負担率との差異の主な原因

| | |
|----------------------|----------|
| 法定実効税率 | 27.66 % |
| (調整) | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 4.32 % |
| 寄附金の損金に算入されない項目 | 0.08 % |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △ 2.87 % |
| 事業分量配当金の損金に算入された項目 | △ 3.25 % |
| 住民税等均等割額 | 1.50 % |
| 評価性引当額の増減 | 0.45 % |
| 修正申告等による影響額 | 1.66 % |
| その他 | 3.31 % |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 32.86 % |

8. その他の注記

(1) リース取引に関する会計基準に基づく注記

| | | |
|-------------------------|------------|--------|
| (借手側) | | |
| オペレーティングリース取引に係る未経過リース料 | | |
| (単位：千円) | | |
| 1年以内 | 1年超 | 合計 |
| 2,530 | 14,668 | 17,198 |
| (貸手側) | | |
| リース投資資産の内訳 | | |
| リース料債権部 | 56,753 千円 | |
| 見積残存価格部分 | - 千円 | |
| 受取利息相当額 | △ 4,212 千円 | |
| 合計 | 52,541 千円 | |

(2) 資産除去債務に関する会計基準に基づく注記

当組合は、鳥之郷支所、野菜センター等の利用事業施設用の借地に関して、不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該借地は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点では除去は想定していません。

また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

4. 剰余金処分計算書

(単位：円)

| 科 目 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|--------------------|-------------|-------------|
| 1. 当期末処分剰余金 | 205,684,488 | 154,859,916 |
| 2. 剰余金処分額 | 170,984,082 | 72,159,314 |
| (1) 任意積立金 | 140,000,000 | 40,000,000 |
| リスク管理強化積立金 | 40,000,000 | 25,000,000 |
| カントリー施設整備積立金 | 50,000,000 | — |
| ネギ共同選別調製施設整備積立金 | 10,000,000 | — |
| 施設整備積立金 | 40,000,000 | — |
| JA太田市創立20周年記念事業積立金 | — | 15,000,000 |
| (2) 出資配当金 | 11,230,015 | 11,152,607 |
| (3) 事業分量配当金 | 19,754,067 | 21,006,707 |
| 3. 次期繰越剰余金 | 34,700,406 | 82,700,602 |

(注)1. 出資配当は年1.0%の割合です。

ただし、年度途中で払込をした場合は日割の計算によります。また、出資配当金は全額出資預り金とし、その金額が1千円以上となつた時は出資金に振替させていただきます。

2. 事業分量配当金の基準は次のとおりです。

購買事業における平成30年3月1日から平成31年2月28日までの取引のうち、未収コードにより取引先の確認ができ、購買品利用額5万円以上利用の組合員とします。(税別)

対象品目は肥料、農機具(農機センターでの供給は除く)、農薬、種苗、その他生産資材、農業支援センター種苗となります。

配当率は対象品目利用額3.0%です。

3. 任意積立金のうち目的積立金の種類及び積立目的額、積立目標額、積立基準等は附属明細の「1. 貸借対照表等の附属明細書(1) 組合員資本」に脚注のとおりです。

4. 次期繰越剰余金には営農指導、生活・文化改善の事業の費用に充てるための繰越額10,000千円が含まれています。

| 積立金の種類 | 目的 | 目標額 | 取崩基準 | 当期末残高 |
|--------------------|--|--------------------------------|---|-----------|
| リスク管理強化積立金 | 次に掲げるリスクの発生により多額の損失が発生した場合に、組合員の負託に応える事業運営と経営の安定、組織の継続に寄与するために必要な財源を確保することを目的とする。 (1) 与信先の財源状況の悪化、組合の保有資産の価値の毀損等により、債権・資産の価値が減少又は消失し損失を被る信用リスクの発生 (2) 金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場リスク要素の変動により、保有する資産・負債の価値が変動し損失を被る市場関連リスクの発生 (3) 組合の資金繰りや市場の混乱等による市場流動性に起因して損失を被る流動性リスクの発生 (4) コンピュータシステムの不備、コンピュータの不正使用等によって損失を被り、またはシステム関連投資に伴うシステムリスクの発生 (5) 自然災害、家畜伝染病、農産物・加工品事故等の非常事態の発生により、直接的または間接的に被る災害リスクの発生 (6) その他のリスク、事務リスク、法務リスク、評判リスク、人材リスク、外部環境リスク等 JA 経営、事業運営上の様々なリスクの発生 | 1,000,000千円 | 積立目的に掲げる事由に該当する総額1千万円以上の支出が発生したときは理事会に附議したうえで、その必要額を取崩すものとする | 705,000千円 |
| 信用事業基盤強化積立金 | 金融の自由化に伴う金融競争の激化に対して、競争力のある信用事業を確立し、組合事業の改善発展に資するため、次の支出が発生した場合にに対処するために積立をする。 (1) 電子計算機・現金自動支払機等の機器の購入・設置等に係る支出 (2) 上記の機器に係るソフトウェアの開発・購入に係る支出 (3) 信用事業の機械化の店舗の設置に係る支出 (4) 信用事業に係るマーケティング調査等に係る支出 (5) 金利変動リスクに対応する支出 (6) 上記(1)～(5)までに類する支出 | 各事業年度末貯金残高の(10/1,000)を累積限度とする。 | 積立目的の(1)～(6)の事由が発生したときは理事会に附議したうえで取崩すものとする | 11,000千円 |
| カントリー施設整備積立金 | カントリー事業の将来を見通した施設整備に対応することにより、組合員の更なる利便性の向上と良質な米麦の乾燥調製を目指し、組合事業の改善発展に資することを目的とする。 | 500,000千円 | 積立目的の事由が発生したときは理事会に附議したうえで取崩すものとする | 250,000千円 |
| ネギ共同選別調製施設整備積立金 | ネギ共同選別調製施設事業の将来を見通した施設整備に対応することにより、組合員の更なる利便性の向上と良質なネギ選別調製を目指し、組合事業の改善発展に資することを目的とする。 | 300,000千円 | 積立目的の事由が発生したときは理事会に附議したうえで取崩すものとする | 210,000千円 |
| 施設整備積立金 | (1) 支所及びその他の建物や備品等の取得・改修・拡充 (2) コンピュータネットワーク構築の電源やLAN等の設備工事及び備品の取得 (3) 上記(1)～(2)に類する支出 | 500,000千円 | 積立目的の事由が発生したときは理事会に附議したうえで取崩すものとする | 240,000千円 |
| JA太田市創立20周年記念事業積立金 | 令和2年度JA太田市創立20周年を迎えるにあたり、その記念事業実施に関する次の支出に対応するために積立をする。 (1) 記念品に係る支出 (2) 記念行事に係る支出 (3) 上記(1)～(2)に類する支出 | 20,000千円 | 積立目的に掲げる事由が発生したときは理事会に附議したうえで取崩すものとする また、令和3年2月末日において積立残高があるときは全額取り崩すものとする | — |

5. 部門別損益計算書

平成30年3月1日から平成31年2月28日まで

(単位：千円)

| 区 分 | 合 計 | 信 用 業 | 共 事 業 | 農 業 関 連 業 | 生 活 そ の 他 業 | 営 農 指 導 業 | 共 通 管 理 費 等 |
|-----------------------|---------|---------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 事業収益 | ① | 3,622,840 | 804,019 | 498,627 | 1,434,034 | 880,619 | 5,541 |
| 事業費用 | ② | 1,847,121 | 108,669 | 36,417 | 1,005,556 | 675,367 | 21,112 |
| 事業総利益 | ③=①-② | 1,775,720 | 695,350 | 462,210 | 428,478 | 205,252 | △ 15,570 |
| 事業管理費 | ④ | 1,615,659 | 603,297 | 349,274 | 394,664 | 199,927 | 68,502 |
| (うち減価償却費) | ⑤ | (101,763) | (32,667) | (14,868) | 43,227) | (10,485) | (516) |
| (うち人件費) | ⑤' | (1,239,597) | (410,165) | (301,551) | (288,884) | (172,634) | (66,365) |
| ※うち共通管理費 | ⑥ | | 232,976 | 105,287 | 100,711 | 41,419 | 3,569 |
| (うち減価償却費) | ⑦ | | (24,190) | (11,109) | (3,137) | (1,002) | (86) |
| (うち人件費) | ⑦' | | (146,469) | (65,976) | (68,162) | (28,170) | (2,428) |
| 事業利益 | ⑧=③-④ | 160,061 | 92,053 | 112,936 | 33,814 | 5,325 | △ 84,072 |
| 事業外収益 | ⑨ | 82,071 | 26,248 | 11,795 | 18,806 | 24,323 | 899 |
| ※うち共通分 | ⑩ | | 25,357 | 11,571 | 16,053 | 6,901 | 595 |
| 事業外費用 | ⑪ | 16,448 | 1,001 | 457 | 792 | 14,176 | 22 |
| ※うち共通分 | ⑫ | | 1,001 | 457 | 609 | 261 | 22 |
| 経常利益 | ⑬=⑧+⑨-⑪ | 225,685 | 117,300 | 124,274 | 51,828 | 15,472 | △ 83,195 |
| 特別利益 | ⑭ | 35,314 | 14,612 | 6,671 | 9,601 | 4,080 | 351 |
| ※うち共通分 | ⑮ | | 15,110 | 6,895 | 9,662 | 4,158 | 358 |
| 特別損失 | ⑯ | 82,034 | 1,620 | 626 | 38,840 | 40,948 | |
| ※うち共通分 | ⑰ | | 1,567 | 626 | 70 | | |
| 税引前当期利益 | ⑱=⑬+⑭-⑯ | 178,965 | 130,292 | 130,319 | 22,589 | △ 21,396 | △ 82,845 |
| 営農指導事業分配賦額 | ⑲ | | 22,120 | 25,185 | 16,652 | 18,889 | △ 82,845 |
| 営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 | ⑳=⑱-⑲ | 178,965 | 108,172 | 105,134 | 5,937 | △ 40,285 | |

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

(注)

1. 共通管理費等、営農指導事業及び共通資産の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

(人頭割+共通管理費配賦前の人件費を除いた事業管理費割+事業総利益割)

(2) 営農指導事業

(均等割+事業総利益割)の平均値

(3) 共通資産

(人頭割+共通管理費配賦前の人件費を除いた事業管理費割+事業総利益割)

2. 配賦割合 (1の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位：%)

| 区 分 | 信 用 業 | 共 事 業 | 農 業 関 連 業 | 生 活 そ の 他 業 | 営 農 指 導 業 | 計 |
|--------|-------|-------|-----------|-------------|-----------|-------|
| 共通管理費等 | 49.8 | 22.4 | 19.3 | 7.8 | 0.7 | 100.0 |
| 営農指導事業 | 26.7 | 30.4 | 20.1 | 22.8 | | 100.0 |

3. 部門別の資産

(単位：千円)

| 区 分 | 計 | 信 用 業 | 共 事 業 | 農 業 関 連 業 | 生 活 そ の 他 業 | 営 農 指 導 業 | 共 通 資 産 |
|---------------|-------------|------------|-----------|-----------|-------------|-----------|-----------|
| 事業別の総資産 | 101,747,090 | 94,939,599 | 3,046 | 398,604 | 180,014 | — | 6,225,827 |
| 総資産 (共通資産配賦後) | 6,256,585 | 3,114,528 | 1,403,352 | 1,208,147 | 488,639 | 41,919 | |

6. 財務諸表の正確性等にかかる確認


確 認 書

- 1 私は、当JAの平成30年3月1日から平成31年2月28日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表（連結財務諸表を含む）作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行なうに当たり、財務諸表（連結財務諸表を含む）が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和元年5月9日

太田市農業協同組合

代表理事組合長

茂木武治 

II 損益の状況

1. 最近5年間の主要な経営指標

(単位：百万円、人、%)

| 項 目 | 26 年度 | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 |
|--------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 経常収益 | 3,374 | 4,823 | 3,525 | 3,410 | 3,622 |
| 信用事業収益 | 872 | 809 | 836 | 817 | 804 |
| 共済事業収益 | 535 | 526 | 532 | 536 | 498 |
| 農業関連事業収益 | 1,204 | 2,626 | 1,317 | 1,331 | 1,434 |
| その他事業収益 | 762 | 861 | 838 | 724 | 886 |
| 経常利益 | 332 | 298 | 295 | 238 | 225 |
| 当期剰余金 | 361 | 396 | 252 | 163 | 120 |
| 出 資 金 | 1,149 | 1,151 | 1,146 | 1,134 | 1,128 |
| (出資口数) | 1,149,265 | 1,151,206 | 1,146,140 | 1,134,784 | 1,128,641 |
| 純資産額 | 4,425 | 4,828 | 5,025 | 5,134 | 5,209 |
| 総資産額 | 94,212 | 95,882 | 97,234 | 100,338 | 101,747 |
| 貯金等残高 | 87,066 | 88,905 | 90,106 | 93,180 | 94,663 |
| 貸出金残高 | 13,935 | 12,924 | 12,206 | 12,565 | 13,146 |
| 有価証券残高 | 2,083 | 1,894 | 1,863 | 1,843 | 2,035 |
| 剰余金配当金額 | 11 | 23 | 31 | 30 | 32 |
| ・出資配当の額 | 11 | 5 | 11 | 11 | 11 |
| ・事業利用分量配当の額 | — | 17 | 20 | 19 | 21 |
| 職 員 数 (人) | 209 | 203 | 200 | 197 | 204 |
| 単体自己資本比率 (%) | 13.68 | 14.27 | 15.06 | 14.45 | 14.51 |

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
 2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
 3. 純資産額とは、貸借対照表の総資産額から総負債額を差し引いた金額です。
 4. 単体自己資本比率は農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準の単体自己資本比率の算式に基づき算出しています。

2. 利益総括表

(単位：百万円、%)

| 項 目 | 29 年度 | 30 年度 | 増 減 | |
|-----------------------|-------------------|-------------------|------------|-----|
| 収支差額 | 資金運用収支 | 670 | 684 | 14 |
| | 役務取引等収支 | 4 | 5 | 1 |
| | その他事業収支 | 15 | 5 | -10 |
| | 信用事業収支計 | 689 | 695 | 6 |
| 信用事業粗利益 (信用事業粗利益率) | 689 (0.74) | 695 (0.73) | 6 (0) | |
| 事業粗利益 (事業粗利益率) | 1,774 (1.77) | 1,775 (1.75) | 1 (0) | |

3. 資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

| 項 目 | 29 年度 | | | 30 年度 | | |
|---------|--------|-----|-------|--------|-----|-------|
| | 平均残高 | 利 息 | 利 回 り | 平均残高 | 利 息 | 利 回 り |
| 資金運用勘定 | 90,839 | 665 | 0.73 | 93,233 | 664 | 0.72 |
| うち預金 | 76,693 | 438 | 0.57 | 78,620 | 443 | 0.56 |
| うち有価証券 | 1,796 | 18 | 1.02 | 1,866 | 18 | 1.01 |
| うち貸出金 | 12,349 | 209 | 1.69 | 12,746 | 203 | 1.60 |
| 資金調達勘定 | 91,288 | 45 | 0.04 | 93,607 | 31 | 0.03 |
| うち貯金・定積 | 91,288 | 45 | 0.04 | 93,607 | 31 | 0.03 |
| うち譲渡性貯金 | 0 | 0 | 0.00 | 0 | 0 | 0.00 |
| うち借入金 | 0 | 0 | 0.00 | 0 | 0 | 0.00 |
| 総資金利ざや | — | | 0.28 | — | | 0.20 |

(注) 1. 総資金利ざや=資金運用利回り－資金調達原価 (資金調達利回り+経費率)

2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、事業利用分配当金、貯蓄増強奨励金、特別対策奨励金等奨励金が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

| 項 目 | 29 年度増減額 | 30 年度増減額 |
|---------|----------|----------|
| 受 取 利 息 | -20 | 1 |
| 預 金 | -12 | 6 |
| 有価証券 | 0 | 0 |
| 貸 出 金 | -8 | -5 |
| 支 払 利 息 | -7 | -14 |
| 貯 金 | -7 | -14 |
| 譲渡性貯金 | 0 | 0 |
| 借 入 金 | 0 | 0 |
| 差 引 | -27 | -13 |

(注) 1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の預金には、事業利用分量配当金、貯蓄増強奨励金、特別対策奨励金等奨励金が含まれています。

Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯 金

①種類別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

| 種 類 | 29 年度 | | 30 年度 | | 増 減 |
|--------|--------|-------|--------|-------|-------|
| | 平均残高 | 構 成 比 | 平均残高 | 構 成 比 | |
| 流動性貯金 | 36,043 | 39.5 | 38,032 | 40.6 | 1,989 |
| 定期性貯金 | 55,245 | 60.5 | 55,575 | 59.4 | 330 |
| その他の貯金 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 |
| 計 | 91,288 | 100.0 | 93,607 | 100.0 | 2,319 |
| 譲渡性貯金 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 |
| 合 計 | 91,288 | 100.0 | 93,607 | 100.0 | 2,319 |

(注) 1. 流動性貯金=当座貯金+普通貯金+貯蓄貯金+通知貯金

2. 定期性貯金=定期貯金+定期積金

②固定・変動金利別定期貯金残高

(単位：百万円、%)

| 区 分 | 29 年度 | | 30 年度 | | 増 減 |
|--------|--------|-------|--------|-------|------|
| | 残 高 | 構 成 比 | 残 高 | 構 成 比 | |
| 定期貯金 | 54,265 | 100.0 | 53,379 | 100.0 | -886 |
| 固定金利定期 | 54,262 | 100.0 | 53,376 | 100.0 | -886 |
| 変動金利定期 | 3,417 | 6.3 | 3,417 | 6.4 | 0 |

(注) 1. 固定金利定期…預入時に満期日までの利率が確定する金利定期貯金

2. 変動金利定期…預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する金利定期貯金

(2) 貸 出 金

①種類別貸出金平均残高

(単位：百万円)

| 種 類 | 29 年度 | 30 年度 | 増 減 |
|--------|--------|--------|-----|
| 手形貸付金 | 0 | 0 | 0 |
| 証書貸付金 | 11,005 | 11,406 | 401 |
| 当座貸越 | 109 | 106 | -3 |
| 割引手形 | 0 | 0 | 0 |
| 金融機関貸付 | 1,234 | 1,234 | 0 |
| 合 計 | 12,348 | 12,746 | 398 |

②固定・変動金利別貸出金残高

(単位：百万円、%)

| 種 類 | 29 年度 | | 30 年度 | | 増 減 |
|--------|--------|-------|--------|-------|------|
| | 残 高 | 構 成 比 | 残 高 | 構 成 比 | |
| 固定金利貸出 | 6,924 | 61.7 | 6,570 | 55.7 | -354 |
| 変動金利貸出 | 4,292 | 38.3 | 5,227 | 44.3 | 935 |
| 合 計 | 11,216 | 100.0 | 11,797 | 100.0 | 581 |

(注) 1. 固定金利貸出…貸出実行時に償還日までの利率が確定する貸出金

2. 変動金利貸出…貸出期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する貸出金

③担保別貸出金残高

(単位：百万円)

| 項 目 | 29 年度 | 30 年度 | 増 減 |
|-------------|--------|--------|------|
| 貯金・定期積金等 | 428 | 387 | -41 |
| 有 価 証 券 | 0 | 0 | 0 |
| 動 産 | 0 | 0 | 0 |
| 不 動 産 | 2,030 | 1,850 | -180 |
| そ の 他 担 保 物 | 3 | 2 | -1 |
| 計 | 2,461 | 2,239 | -222 |
| 農業信用基金協会保証 | 6,947 | 7,344 | 397 |
| そ の 他 保 証 | 1,685 | 2,121 | 436 |
| 計 | 8,632 | 9,465 | 833 |
| 信 用 | 1,470 | 1,440 | -30 |
| 合 計 | 12,563 | 13,146 | 583 |

④担保別債務保証見返額残高

(単位：百万円)

| 項 目 | 29 年度 | 30 年度 | 増 減 |
|-------------|-------|-------|-----|
| 貯金・定期積金等 | 0 | 0 | 0 |
| 有 価 証 券 | 0 | 0 | 0 |
| 動 産 | 0 | 0 | 0 |
| 不 動 産 | 0 | 0 | 0 |
| そ の 他 担 保 物 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 0 | 0 | 0 |
| 信 用 | 0 | 0 | 0 |
| 合 計 | 0 | 0 | 0 |

⑤業種別貸出金残高

(単位：百万円、%)

| 業 種 | 29 年度 | | 30 年度 | | 増 減 |
|-----------------|--------|-------|--------|-------|------|
| | 残 高 | 構 成 比 | 残 高 | 構 成 比 | |
| 農 業 | 1,666 | 13.3 | 1,555 | 11.8 | -111 |
| 林 業 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 |
| 水 産 業 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 |
| 製 造 業 | 2,041 | 16.2 | 2,270 | 17.3 | 229 |
| 鉱 業 | 61 | 0.5 | 92 | 0.7 | 31 |
| 建設業・不動産業 | 1,307 | 10.4 | 1,230 | 9.4 | -77 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 71 | 0.6 | 69 | 0.5 | -2 |
| 運輸・通信業 | 270 | 2.1 | 247 | 1.9 | -23 |
| 金融・保険業 | 109 | 0.9 | 205 | 1.6 | 96 |
| 卸売・小売・サービス業・飲食業 | 1,656 | 13.2 | 1,557 | 11.9 | -99 |
| 地方公共団体 | 83 | 0.7 | 70 | 0.5 | -13 |
| 非 営 利 法 人 | | 0.0 | | 0.0 | 0 |
| そ の 他 | 5,296 | 42.1 | 5,844 | 44.5 | 548 |
| うち個人 | 4,058 | 32.3 | 4,583 | 34.9 | 525 |
| うち法人 | 1,237 | 9.8 | 1,261 | 9.6 | 24 |
| 合 計 | 12,565 | | 13,139 | | 574 |

⑥資金使途別貸出金残高

(単位：百万円、%)

| 項 目 | 29 年度 | | 30 年度 | | 増 減 |
|---------|--------|-------|--------|-------|-----|
| | 残 高 | 構 成 比 | 残 高 | 構 成 比 | |
| 設 備 資 金 | 11,381 | 90.6 | 11,995 | 91.2 | 614 |
| 運 転 資 金 | 1,184 | 9.4 | 1,151 | 8.8 | -33 |
| 合 計 | 12,565 | 100.0 | 13,146 | 100.0 | 581 |

⑦主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位：百万円)

| 種 類 | 29 年度 | 30 年度 | 増 減 |
|----------|-------|-------|-----|
| 農業 | | | |
| 穀作 | 73 | 66 | -7 |
| 野菜・園芸 | 401 | 376 | -25 |
| 果樹・樹園農業 | 15 | 14 | -1 |
| 工芸作物 | 0 | 0 | 0 |
| 養豚・肉牛・酪農 | 82 | 70 | -12 |
| 養鶏・養卵 | 0 | 0 | 0 |
| 養蚕 | 0 | 0 | 0 |
| その他農業 | 50 | 80 | 30 |
| 農業関連団体 | 0 | 0 | 0 |
| 合 計 | 621 | 606 | -15 |

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業生産法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関する事業に必要な資金等が該当します。

なお、上記⑤の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営たる主たる業種が明確に位置づけられないもの、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が含まれています。

2) 資金種類別
〔貸出金〕

(単位：百万円)

| 種 類 | 29 年度 | 30 年度 | 増 減 |
|---------|-------|-------|-----|
| プロパー資金 | 368 | 354 | -14 |
| 農業制度資金 | 253 | 252 | -1 |
| 農業近代化資金 | 250 | 251 | 1 |
| その他制度資金 | 3 | 1 | -2 |
| 合 計 | 621 | 606 | -15 |

- (注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

(単位：百万円)

| 種 類 | 29 年度 | 30 年度 | 増 減 |
|------------|-------|-------|-----|
| 日本政策金融公庫資金 | 3 | 2 | -1 |
| その他 | 160 | 133 | -27 |
| 合 計 | 164 | 136 | -28 |

- (注) 日本政策金融公庫は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

⑧リスク管理債権の残高

(単位：百万円)

| 区 分 | 29 年度 | 30 年度 | 増 減 |
|------------|-------|-------|-----|
| 破綻先債権額 | 0 | 0 | 0 |
| 延滞債権額 | 83 | 79 | -4 |
| 3カ月以上延滞債権額 | 0 | 0 | 0 |
| 貸出条件緩和債権額 | 0 | 0 | 0 |
| 合 計 | 83 | 79 | -4 |

- (注) 1. 破綻先債権
元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じているものです。
2. 延滞債権
未収利息不計上貸出金であって、注1に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外のものです。
3. 3カ月以上延滞債権
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金（注1、注2に掲げるものを除く。）です。
4. 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（注1、注2及び注3に掲げる者を除く。）です。

⑨金融再生法開示債権の保全状況

(単位：百万円)

| 区 分 | 29年度 | | | 30年度 | | |
|--------------------|--------|-------|----|-------|-------|----|
| | 残高 | 保全額 | | 残高 | 保全額 | |
| | | 担保・保証 | 引当 | | 担保・保証 | 引当 |
| 破綻更生債権およびこれらに準ずる債権 | 59 | 28 | 30 | 59 | 30 | 29 |
| 危険債権 | 24 | 24 | 0 | 19 | 19 | 0 |
| 要管理債権 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 正常債権 | 12,514 | | | 1,310 | | |
| 合 計 | 12,598 | 52 | 30 | 1,388 | 50 | 29 |

- (注) 1. 破綻更生債権およびこれらに準ずる債権
法的破綻等による経営破綻に陥っている債務者に対する債権（自己査定における破綻先、実質破綻先のうち信用事業に係る総与信（貸出金、貸付有価証券、債務保証見返、信用未収利息、信用仮払金））
2. 危険債権
経営破綻の状況にはないが、財政状況の悪化等により元本利息の回収ができない可能性の高い債権（自己査定における破綻懸念先のうち信用事業に係る総与信）
3. 要管理債権
3か月以上延滞貸出債権および条件緩和貸出債権（自己査定における要管理先のうち3か月以上延滞貸出金および貸出条件緩和貸出金）
4. 正常債権（上記以外の信用事業に係る総与信）

⑩元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況
開示する取引はありません。

⑪貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

| 区 分 | 29 年 度 | | | | | 30 年 度 | | | | |
|---------|------------|------------|-------|-----|------------|------------|------------|-------|-----|------------|
| | 期 首 残 高 | 期 中 増加額 | 期中減少額 | | 期 末 残 高 | 期 首 残 高 | 期 中 増加額 | 期中減少額 | | 期 末 残 高 |
| | | | 目的使用 | その他 | | | | 目的使用 | その他 | |
| 一般貸倒引当金 | 1 | 1 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 1 | 1 |
| 個別貸倒引当金 | 32 | 30 | 0 | 32 | 30 | 30 | 29 | 0 | 30 | 29 |
| 合 計 | 33 | 31 | 0 | 33 | 31 | 31 | 30 | 0 | 31 | 30 |

- (注) 「期中減少額」の「目的使用」欄は、対象債権の償却処理に充てた額を記載してあります。
決算での洗い替え計上にかかる戻入額は「その他」に記載してあります。

⑫貸出金償却の額

(単位：百万円)

| 種 類 | 29 年 度 | 30 年 度 |
|-------|--------|--------|
| 貸出金償却 | 0 | 0 |

(3) 為 替

(単位：件、百万円)

| 種 類 | | 29年度 | | 30年度 | |
|---------|----|--------|--------|--------|--------|
| | | 仕向 | 被仕向 | 仕向 | 被仕向 |
| 送金・振込為替 | 件数 | 8,027 | 90,032 | 8,691 | 89,440 |
| | 金額 | 7,692 | 17,497 | 7,724 | 16,301 |
| 代金取立為替 | 件数 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 金額 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 雑 為 替 | 件数 | 5,908 | 5,537 | 6,064 | 5,634 |
| | 金額 | 5,686 | 5,677 | 6,138 | 5,194 |
| 合計 | 件数 | 13,935 | 95,569 | 14,755 | 95,074 |
| | 金額 | 13,379 | 23,174 | 13,863 | 21,495 |

(4) 有価証券

①種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

| 種 類 | 29年度 | 30年度 | 増 減 |
|-------------|-------|-------|-----|
| 国 債 | 1,660 | 1,860 | 200 |
| 地 方 債 | 99 | 99 | 0 |
| 政 府 保 証 債 | | | 0 |
| 金 融 債 | | | 0 |
| 特 別 法 人 債 | | | 0 |
| そ の 他 の 証 券 | | | 0 |
| 合 計 | 1,759 | 1,959 | 200 |

②商品有価証券種類別平均残高

当組合は、この取り扱いにかかわる業務を行っておりませんので、対象となる商品有価証券はありません。

③有価証券残存期間別残高

【平成29年度末】

(単位：百万円)

| 種 類 | 1年以内 | 1年超 3年以下 | 3年超 5年以下 | 5年超 7年以下 | 7年超 10年以下 | 10年超 | 期間の定め のないもの | 合 計 |
|--------|------|-------------|-------------|-------------|--------------|------|----------------|-------|
| 国 債 | 1 | 0 | 1,610 | 0 | 0 | 50 | 0 | 1,660 |
| 地 方 債 | 0 | 0 | 100 | 0 | 0 | 0 | 0 | 100 |
| 政府保証債 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 金 融 債 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 特別法人債 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他の証券 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 貸付有価証券 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【平成30年度末】

(単位：百万円)

| 種 類 | 1年以内 | 1年超 3年以下 | 3年超 5年以下 | 5年超 7年以下 | 7年超 10年以下 | 10年超 | 期間の定め のないもの | 合 計 |
|--------|------|-------------|-------------|-------------|--------------|------|----------------|-------|
| 国 債 | 0 | 1,200 | 410 | 0 | 0 | 250 | 0 | 1,860 |
| 地 方 債 | 0 | 0 | 100 | 0 | 0 | 0 | 0 | 100 |
| 政府保証債 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 金 融 債 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 特別法人債 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他の証券 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 貸付有価証券 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(5) 有価証券の時価情報等

①有価証券の時価情報等

(単位：百万円)

| 保有区分 | 29 年 度 | | | 30 年 度 | | |
|---------|--------|-------|------|--------|-------|------|
| | 取得価額 | 時 価 | 評価損益 | 取得価額 | 時 価 | 評価損益 |
| 売 買 目 的 | | | | | | |
| 満期保有目的 | | | 0 | | | 0 |
| そ の 他 | 1,760 | 1,843 | 83 | 1,960 | 2,035 | 74 |
| 合 計 | 1,760 | 1,843 | 83 | 1,960 | 2,035 | 74 |

- (注) 1. 時価は期末日における市場価格等によっております。
 2. 取得価額は、取得原価又は償却原価によっております。
 3. 売買目的有価証券については、時価を貸借対照表価額とし、評価損益については当期の損益に含めています。
 4. 満期保有目的の債券については、取得価額を貸借対照表価額として計上しております。
 5. その他有価証券については時価を貸借対照表価額としております。

②金銭の信託の時価情報等

(単位：百万円)

| 区 分 | 29 年 度 | | | 30 年 度 | | |
|---------|--------|-----|------|--------|-----|------|
| | 取得価額 | 時 価 | 評価損益 | 取得価額 | 時 価 | 評価損益 |
| 運 用 目 的 | | | | | | |
| 満期保有目的 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| そ の 他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合 計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

- (注) 1. 時価は期末日における市場価格等によっております。
 2. 取得価額は、取得原価又は償却原価によっております。
 3. 運用目的の金銭の信託については、時価を貸借対照表価額とし、評価損益については当期の損益に含めています。
 4. 満期保有目的の金銭の信託については、所得価額を貸借対照表価額として計上しております。
 5. その他の金銭の信託については時価を貸借対照表価額としております。

③デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引 開示の対象となる取引はありません。

2. 共済事業

(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位：百万円、件)

| 種 類 | 29 年 度 | | | | 30 年 度 | | | | |
|----------------------------|-------------|---------|--------|-----------|---------|---------|--------|-----------|---------|
| | 件 数 | 新 契 約 高 | 件 数 | 保 有 契 約 高 | 件 数 | 新 契 約 高 | 件 数 | 保 有 契 約 高 | |
| 生 命 総 合 共 済 | 終 身 共 済 | 521 | 3,372 | 8,907 | 74,984 | 315 | 1,783 | 8,947 | 72,323 |
| | 定 期 生 命 共 済 | 4 | 40 | 43 | 262 | 4 | 160 | 44 | 392 |
| | 養 老 生 命 共 済 | 316 | 1,111 | 7,044 | 42,113 | 149 | 502 | 6,129 | 35,772 |
| | うちこども共済 | 175 | 452 | 1,446 | 3,502 | 123 | 300 | 1,497 | 3,578 |
| | 医 療 共 済 | 325 | 30 | 4,230 | 1,927 | 252 | 10 | 4,331 | 1,773 |
| | が ん 共 済 | 117 | — | 1,251 | 244 | 110 | — | 1,324 | 241 |
| | 定 期 医 療 共 済 | — | — | 132 | 67 | — | — | 120 | 63 |
| | 介 護 共 済 | 64 | 150 | 603 | 1,081 | 40 | 100 | 623 | 1,163 |
| | 生 活 障 害 共 済 | — | — | — | — | 83 | — | 83 | — |
| | 年 金 共 済 | 169 | — | 2,753 | — | 262 | — | 2,895 | — |
| | 建 物 更 生 共 済 | 1,881 | 25,292 | 12,895 | 140,552 | 1,881 | 24,343 | 12,765 | 140,694 |
| 合 計 | 3,397 | 29,997 | 37,858 | 261,233 | 3,096 | 26,900 | 37,261 | 252,423 | |

- (注) 1. 金額は、保障金額（がん共済はがん死亡共済金額、医療共済及び定期医療共済は死亡給付金額（付加された定期特約金額等を含む）、介護共済は一時払契約の死亡給付金額、年金共済は付加された定期特約金額）を表示しています。
2. JA共済は、農業協同組合法に基づきJAとJA全共連で共同して事業を行っており、共済契約が満期を迎えられたり、万一事故がおきた場合に当JAが負う共済責任につきましては、JA全共連がすべての共済責任を負うことになっています（短期共済も同様です）。

(2) 医療系共済の入院共済金額保有高

(単位：百万円、件)

| 種 類 | 29 年 度 | | | | 30 年 度 | | | |
|-------------|--------|---------|-------|-----------|--------|---------|-------|-----------|
| | 件 数 | 新 契 約 高 | 件 数 | 保 有 契 約 高 | 件 数 | 新 契 約 高 | 件 数 | 保 有 契 約 高 |
| 医 療 共 済 | 325 | 1 | 4,230 | 23 | 273 | 1 | 4,331 | 24 |
| が ん 共 済 | 117 | 1 | 1,251 | 7 | 121 | 0 | 1,324 | 8 |
| 定 期 医 療 共 済 | 0 | 0 | 132 | 1 | 1 | 0 | 120 | 0 |
| 合 計 | 442 | 3 | 5,613 | 32 | 395 | 2 | 5,775 | 33 |

(注) 金額は、入院共済金額を表示しています。

(3) 介護共済の介護共済金額、生活障害共済の生活障害共済金額および生活障害年金年額保有高

(単位：百万円、件)

| 種 類 | 29 年 度 | | | | 30 年 度 | | | |
|---------------|--------|---------|-----|-----------|--------|---------|-----|-----------|
| | 件 数 | 新 契 約 高 | 件 数 | 保 有 契 約 高 | 件 数 | 新 契 約 高 | 件 数 | 保 有 契 約 高 |
| 介 護 共 済 | 64 | 216 | 603 | 1,888 | 40 | 120,252 | 40 | 1,962 |
| 生活障害共済(一時金型) | — | — | — | — | 79 | 283,800 | 79 | 283 |
| 生活障害共済(定期年金型) | — | — | — | — | 4 | 3,300 | 4 | 3 |

(注) 金額は、介護共済は介護共済金額、生活障害共済は生活障害共済金額または生活障害年金年額で表示しています。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位：百万円、件)

| 種 類 | 29 年 度 | | | | 30 年 度 | | | |
|-------|--------|------|-------|-------|--------|------|-------|-------|
| | 件数 | 新契約高 | 件数 | 保有契約高 | 件数 | 新契約高 | 件数 | 保有契約高 |
| 年金開始前 | 169 | 78 | 1,550 | 711 | 262 | 114 | 1,696 | 754 |
| 年金開始後 | — | — | 1,203 | 467 | — | — | 1,199 | 455 |
| 合 計 | 169 | 78 | 2,753 | 1,178 | 262 | 114 | 2,895 | 1,209 |

(注) 金額は、年金年額（利率変動型年金にあつては、最低保証年金額）を表示しています。

(5) 短期共済新契約高

(単位：百万円、件)

| 種 類 | 29 年 度 | | 30 年 度 | |
|-----------|--------|--------|--------|--------|
| | 件数 | 契約高 | 件数 | 契約高 |
| 火 災 共 済 | 1,753 | 20,195 | 1,731 | 20,110 |
| 自 動 車 共 済 | 10,672 | | 10,680 | |
| 傷 害 共 済 | 9,214 | 74,127 | 9,470 | 70,441 |
| 団体定期生命共済 | — | — | — | — |
| 定額定期生命共済 | — | — | — | — |
| 賠償責任共済 | 268 | | 277 | |
| 自 賠 責 共 済 | 2,333 | | 2,412 | |
| 計 | 24,240 | 94,322 | 24,570 | 90,551 |

3. その他事業の実績等

(1) 購買事業品目別取扱実績

(単位：百万円)

| 種 類 | 供 給 高 | | | |
|---------|-------------|---------|-------|----|
| | 29 年 度 | 30 年 度 | | |
| 生 産 資 材 | 肥 料 | 179 | 181 | |
| | 農 薬 | 129 | 144 | |
| | 飼 料 | 52 | 44 | |
| | 農 業 機 械 | 171 | 167 | |
| | 自動車(除く二輪) | — | — | |
| | 燃 料 | — | — | |
| | そ の 他 | 446 | 550 | |
| | 小 計 | 980 | 1,087 | |
| 生 活 物 資 | 食 品 | 米 | 1 | 1 |
| | | 生 鮮 食 品 | 63 | 60 |
| | | 一 般 食 品 | 7 | 6 |
| | 衣 料 品 | 2 | 3 | |
| | 耐 久 消 費 財 | 105 | 120 | |
| | 日 用 保 健 雑 貨 | — | — | |
| | 直 売 所 | 0 | 179 | |
| | 家 庭 燃 料 | 46 | 46 | |
| | そ の 他 | 1 | 3 | |
| | 小 計 | 228 | 421 | |
| | 合 計 | 1,207 | 1,509 | |

(2) 販売事業品目別取扱実績

(単位：百万円)

| 種 類 | 29 年 度 | | 30 年 度 | | |
|-----------|--------|-------|--------|-------|-----|
| | 販 売 高 | 手 数 料 | 販 売 高 | 手 数 料 | |
| 米 | 508 | 24 | 449 | 19 | |
| 麦・豆・雑穀 | 41 | 7 | 50 | 6 | |
| 野 菜 | 3,993 | 148 | 3,754 | 140 | |
| 果 実 | 377 | 11 | 398 | 12 | |
| 花 き ・ 花 木 | 43 | 0 | 43 | 0 | |
| 畜 産 物 | 266 | 1 | 249 | 0 | |
| 林 産 物 | — | — | — | — | |
| 直 売 所 | 362 | 51 | 169 | 25 | |
| そ の 他 | 7 | 1 | 6 | 0 | |
| | 計 | 5,599 | 245 | 5,122 | 206 |

(3) 保管事業収支内訳

(単位：百万円)

| 項 目 | | 29 年 度 | 30 年 度 |
|-----|-------------|--------|--------|
| 収 入 | 保 管 料 | 11 | 10 |
| | 荷 役 料 | 1 | 0 |
| | そ の 他 の 収 益 | 0 | 0 |
| | 計 | 12 | 11 |
| 支 出 | 保 管 材 料 費 | — | — |
| | 保 管 労 務 費 | — | — |
| | 保 管 雑 費 | 1 | 0 |
| | 計 | 1 | 0 |
| | 差 引 | 11 | 10 |

(4) 指導事業収支内訳

(単位：百万円)

| 項 目 | | 29 年 度 | 30 年 度 |
|--------|---------------|--------|--------|
| 収 入 | 賦 課 金 | 2 | 2 |
| | 指 導 事 業 補 助 金 | 1 | 1 |
| | そ の 他 の 収 益 | 1 | 2 |
| | 計 | 5 | 5 |
| 支 出 | 営 農 改 善 費 | 4 | 5 |
| | 農 政 活 動 費 | — | 0 |
| | 農 地 確 保 費 | — | — |
| | 生 活 改 善 費 | 1 | 0 |
| | 組 織 活 動 費 | 11 | 11 |
| | 教 育 広 報 費 | 3 | 3 |
| | 計 | 19 | 21 |
| 差 引 | | -13 | -15 |

IV 経営諸指標

1. 利益率

(単位：%、ポイント)

| 項目 | 29 年度 | 30 年度 | 増 減 |
|-----------|-------|-------|-------|
| 総資産経常利益率 | 0.25 | 0.22 | -0.03 |
| 資本経常利益率 | 5.00 | 4.43 | -0.57 |
| 総資産当期純利益率 | 0.17 | 0.12 | -0.05 |
| 資本当期純利益率 | 3.43 | 2.37 | -1.06 |

(注) 1. 総資産経常利益率 = 経常利益 / 総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100

2. 資本経常利益率 = 経常利益 / 純資産勘定平均残高 × 100

3. 総資産当期純利益率

= 当期剰余金 (税引後) / 総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100

4. 資本当期純利益率 = 当期剰余金 (税引後) / 純資産勘定平均残高 × 100

2. 貯貸率・貯証率

(単位：%、ポイント)

| 項目 | | 29 年度 | 30 年度 | 増 減 |
|-----|------|-------|-------|-------|
| 貯貸率 | 期 末 | 13.48 | 13.89 | 0.41 |
| | 期中平均 | 13.53 | 13.58 | 0.05 |
| 貯証率 | 期 末 | 1.98 | 2.15 | 0.17 |
| | 期中平均 | 1.97 | 1.96 | -0.01 |

(注) 1. 貯貸率 (期 末) = 貸出金残高 / 貯金残高 × 100

2. 貯貸率 (期中平均) = 貸出金平均残高 / 貯金平均残高 × 100

3. 貯証率 (期 末) = 有価証券残高 / 貯金残高 × 100

4. 貯証率 (期中平均) = 有価証券平均残高 / 貯金平均残高 × 100

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：千円)

| 項 目 | 当期末 | | 前期末 | |
|---|-----------|-----------------|-----------|-----------------|
| | | 経過措置による 不算入額 | | 経過措置による 不算入額 |
| コア資本にかかる基礎項目 | | | | |
| 普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額 | 5,123,239 | | 5,043,281 | |
| うち、出資金及び資本準備金の額 | 1,128,981 | | 1,135,124 | |
| うち、再評価積立金の額 | 0 | | 0 | |
| うち、利益剰余金の額 | 4,036,885 | | 3,947,710 | |
| うち、外部流出予定額 (△) | 32,159 | | 31,452 | |
| うち、上記以外に該当するものの額 | △ 10,468 | | △ 8,100 | |
| コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額 | 426 | | 1,564 | |
| うち、一般貸倒引当金コア資本算入額 | 426 | | 1,564 | |
| うち、適格引当金コア資本算入額 | 0 | | 0 | |
| 適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | 0 | | 0 | |
| うち、回転出資金の額 | 0 | | 0 | |
| うち、上記以外に該当するものの額 | 0 | | 0 | |
| 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | 0 | | 0 | |
| 土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | 0 | | 0 | |
| コア資本に係る基礎項目の額 (イ) | 5,123,665 | | 5,044,846 | |
| コア資本に係る調整項目 | | | | |
| 無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額 | 1,623 | 405 | 1,423 | 948 |
| うち、のれんに係るものの額 | | | | |
| うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額 | 1,623 | 405 | 1,423 | 948 |
| 繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額 | | | | |
| 適格引当金不足額 | | | | |
| 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 | | | | |
| 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 | | | | |
| 前払年金費用の額 | | | | |
| 自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額 | | | | |
| 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 | | | | |
| 少数出資金融機関等の対象普通出資等の額 | | | | |
| 特定項目に係る10%基準超過額 | | | | |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 | | | | |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | | | | |
| うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額 | | | | |
| 特定項目に係る15%基準超過額 | | | | |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 | | | | |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | | | | |
| うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額 | | | | |
| コア資本に係る調整項目の額 (ロ) | 1,623 | | 1,423 | |

(単位：千円)

| 項 目 | 当期末 | | 前期末 | |
|--|-------------|---------------------|-------------|---------------------|
| | | 経過措置 による 不算入額 | | 経過措置 による 不算入額 |
| 自己資本 | | | | |
| 自己資本の額 (イ) - (ロ) (ハ) | 5,122,042 | | 5,043,423 | |
| リスク・アセット等 | | | | |
| 信用リスク・アセットの額の合計額 | 31,932,052 | | 31,475,267 | |
| 資産 (オン・バランス) 項目 | 31,932,052 | | 31,475,267 | |
| うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 | △ 3,494,896 | | △ 3,493,918 | |
| うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によつてリスク・アセットの額に算入されることになったものの額のうち、無形固定資産 (のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く) に係るものの額 | 405 | | 948 | |
| うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によつてリスク・アセットの額に算入されることになったものの額のうち、繰延税金資産に係るものの額 | | | | |
| うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によつてリスク・アセットの額に算入されることになったものの額のうち、前払年金費用に係るものの額 | | | | |
| うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額 (△) | 3,495,302 | | 3,494,866 | |
| うち、上記以外に該当するものの額 | | | | |
| オフ・バランス項目 | | | | |
| CVAリスク相当額を8%で除して得た額 | | | | |
| 中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額 | | | | |
| オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額 | 3,357,984 | | 3,412,960 | |
| 信用リスク・アセット調整額 | | | | |
| オペレーショナル・リスク相当額調整額 | | | | |
| リスク・アセット等の額の合計額 (ニ) | 3,529,036 | | 34,888,227 | |
| 自己資本比率 | | | | |
| 自己資本比率 (ハ) / (ニ) | 14.51 | | 14.45 | |

- (注) 1. 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しております。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては、標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

①信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：千円)

| 信用リスク・アセット | 平成29年度 | | | 平成30年度 | | |
|---|--------------------------------|--------------------|-------------------|--------------------------------|--------------------|-------------------|
| | エクスポージャー の期末残高 | リスク・ アセット額 a | 所要自己資本額 b=a×4% | エクスポージャー の期末残高 | リスク・ アセット額 a | 所要自己資本額 b=a×4% |
| 我が国の中央政府及び中央銀行向け | 1,665,780 | 0 | 0 | 1,866,811 | 0 | 0 |
| 我が国の地方公共団体向け | 184,250 | | | 171,351 | | |
| 地方公共団体金融機関向け | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 我が国の政府関係機関向け | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 地方三公社向け | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け | 78,209,178 | 15,641,835 | 625,673 | 78,996,233 | 15,799,246 | 631,969 |
| 法人等向け | 43,115 | 43,115 | 1,724 | 38,201 | 38,201 | 1,528 |
| 中小企業等向け及び個人向け | 1,064,612 | 554,888 | 22,195 | 1,054,952 | 558,334 | 22,333 |
| 抵当権付住宅ローン | 966,673 | 337,379 | 13,495 | 903,049 | 313,819 | 12,552 |
| 不動産取得等事業向け | 758,441 | 743,537 | 29,741 | 715,213 | 700,939 | 28,037 |
| 三月以上延滞等 | 96,719 | 76,848 | 3,073 | 95,416 | 77,411 | 3,096 |
| 信用保証協会等保証付 | 6,951,749 | 684,476 | 27,379 | 7,348,705 | 725,744 | 29,029 |
| 共済約款貸付 | 101,586 | 0 | 0 | 2,781 | 0 | 0 |
| 出資等 | 427,360 | 427,360 | 17,094 | 427,177 | 427,177 | 17,087 |
| 他の金融機関等の対象資本調達手段 | 4,772,067 | 11,930,169 | 477,206 | 4,772,358 | 11,930,895 | 477,235 |
| 特定項目のうち調整項目に算入されないもの | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 証券化 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 経過措置によりリスク・アセットの額に算入、不算入となるもの | — | △ 3,493,918 | △ 139,756 | — | △ 3,494,896 | △ 139,795 |
| 上記以外 | 4,951,584 | 4,529,574 | 181,182 | 5,230,744 | 4,855,177 | 194,207 |
| 標準的手法を適用するエクスポージャー別計 | 100,193,120 | 31,475,267 | 1,259,010 | 101,622,996 | 31,932,052 | 1,277,282 |
| CVARリスク相当額÷8% | — | 0 | 0 | — | 0 | 0 |
| 中央清算機関関連エクスポージャー | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 信用リスク・アセットの額の合計額 | 100,193,120 | 31,475,267 | 1,259,010 | 101,622,996 | 31,932,052 | 1,277,282 |
| オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 <基礎的手法> | オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a | | 所要自己資本額 b=a×4% | オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a | | 所要自己資本額 b=a×4% |
| | 3,412,960 | | 136,518 | 3,357,984 | | 134,319 |
| 所要自己資本額計 | リスク・アセット等（分母）計 c | | 所要自己資本額 d=c×4% | リスク・アセット等（分母）計 c | | 所要自己資本額 d=c×4% |
| | 34,888,227 | | 1,395,529 | 35,290,036 | | 1,411,601 |

(注)

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入・不算入となるもの」とは、他の金融機関等の対象資本調達手段、コア資本に係る調整項目（無形固定資産、前払年金費用、繰延税金資産等）および土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したもの、不算入としたものが該当します。
7. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞

$$\frac{(\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\%) \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

3. 信用リスクに関する事項

①標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみを使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

- ・株式会社格付投資情報センター (R & I)
- ・株式会社日本格付研究所 (J C R)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (M o o d y' s)
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ (S & P)
- ・フィッチレーティングスリミテッド (F i t c h)

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

| エクスポージャー | 適合格付機関 | カントリー・リスク・スコア |
|-----------------------|--------------------------------|---------------|
| 金融機関向けエクスポージャー | | 日本貿易保険 |
| 法人等向けエクスポージャー (長期) | R&I, Moody' s, JCR, S&P, Fitch | |
| 法人等向けエクスポージャー (短期) | R&I, Moody' s, JCR, S&P, Fitch | |

②信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業務別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：千円）

| 項 目 | 平成29年度 | | | | 平成30年度 | | | | |
|------------|----------------|------------|------------|----------------|----------------|------------|------------|----------------|--------|
| | 信用リスクに | | | | 信用リスクに | | | | |
| | 関するエクスポージャーの残高 | うち貸出金等 | うち債券 | 三月以上延滞エクスポージャー | 関するエクスポージャーの残高 | うち貸出金等 | うち債券 | 三月以上延滞エクスポージャー | |
| 法人 | 農 業 | 136,507 | 136,507 | 0 | 0 | 98,686 | 98,686 | 0 | 0 |
| | 林 業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 水産業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 製造業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 鉱 業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 建設・不動産業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 電気・ガス・熱供給・水道業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 運輸・通信業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 金融・保険業 | 75,594,664 | 1,259,857 | 0 | 0 | 79,200,483 | 1,260,308 | 0 | 0 |
| | 卸売・小売・飲食・サービス業 | 48,314 | 48,314 | 0 | 0 | 47,599 | 47,599 | 0 | 0 |
| | 日本国政府・地方公共団体 | 1,863,080 | 96,940 | 1,766,140 | 0 | 2,038,163 | 71,143 | 1,967,020 | 0 |
| | 上記以外 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 個 人 | 10,750,300 | 10,727,551 | 0 | 77,307 | 11,732,970 | 11,732,970 | 0 | 50,972 |
| | その他 | 8,673,665 | 0 | 0 | 0 | 8,505,093 | 0 | 0 | 0 |
| 業種別残高計 | 97,066,530 | 12,269,169 | 1,766,140 | 77,307 | 101,622,996 | 13,210,706 | 1,967,020 | 50,972 | |
| 1年以下 | 74,399,017 | 64,210 | 0 | | 77,992,693 | 52,518 | 0 | | |
| 1年超3年以下 | 276,571 | 276,572 | 0 | | 1,491,719 | 287,094 | 1,204,625 | | |
| 3年超5年以下 | 1,744,893 | 539,998 | 1,204,894 | | 1,018,589 | 507,338 | 511,251 | | |
| 5年超7年以下 | 942,101 | 430,787 | 511,314 | | 497,889 | 497,889 | 0 | | |
| 7年超10年以下 | 822,192 | 822,192 | 0 | | 1,125,258 | 1,125,258 | 0 | | |
| 10年超 | 8,632,562 | 8,582,630 | 49,932 | | 9,531,558 | 9,280,414 | 251,144 | | |
| 期限の定めのないもの | 10,249,194 | 1,522,780 | 0 | | 9,965,287 | 1,460,193 | 0 | | |
| 残存期間別残高計 | 97,066,530 | 12,239,169 | 1,766,140 | | 101,622,996 | 13,210,706 | 1,967,020 | | |

（注）

- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 「貸出金等」とは、貸出金のほかコミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残高も含めています。
- 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
- 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。
- 当組合では、国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

③貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：千円)

| 項 目 | 平成29年度 | | | | | | 平成30年度 | | | | | |
|---------|----------------|--------|-------|--------|--------|-------|--------|--------|-------|--------|--------|-------|
| | 期首残高 | 期中増加額 | 期中減少額 | | 期末残高 | 貸出金償却 | 期首残高 | 期中増加額 | 期中減少額 | | 期末残高 | 貸出金償却 |
| | | | 目的使用 | その他 | | | | | 目的使用 | その他 | | |
| 一般貸倒引当金 | 1,384 | 1,565 | — | 1,384 | 1,565 | | 1,565 | 426 | — | 1,566 | 426 | |
| 個別貸倒引当金 | 50,502 | 45,486 | 0 | 50,502 | 45,486 | | 45,486 | 43,808 | — | 45,486 | 43,808 | |
| 法人 | 農 業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 林 業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 水産業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 製造業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 鉱 業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 建設・不動産業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 電気・ガス・熱供給・水道業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 運輸・通信業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 金融・保険業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 卸売・小売・飲食・サービス業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 上記以外 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 個 人 | 51,886 | 47,052 | 0 | 51,886 | 47,052 | 0 | 47,052 | 44,235 | 0 | 47,052 | 44,235 | 0 |
| 業種別計 | 51,886 | 47,052 | 0 | 51,886 | 47,052 | 0 | 47,052 | 44,235 | 0 | 47,052 | 44,235 | 0 |

(注) 当組合では、国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

④信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：千円)

| 項 目 | | 平成29年度 | | | 平成30年度 | | |
|------------------------|--------------|--------|-------------|-------------|--------|-------------|-------------|
| | | 格付あり | 格付なし | 計 | 格付あり | 格付なし | 計 |
| 信用リスク 削減効果勘案 後残高 | リスク・ウェイト0% | 0 | 2,815,332 | 2,815,332 | 0 | 2,829,398 | 2,829,398 |
| | リスク・ウェイト2% | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | リスク・ウェイト4% | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | リスク・ウェイト10% | 0 | 6,844,758 | 6,844,758 | 0 | 7,257,444 | 7,257,444 |
| | リスク・ウェイト20% | 0 | 78,218,784 | 78,218,784 | 0 | 79,008,203 | 79,008,203 |
| | リスク・ウェイト35% | 0 | 963,940 | 963,940 | 0 | 896,627 | 896,627 |
| | リスク・ウェイト50% | 0 | 45,465 | 45,465 | 0 | 43,766 | 43,766 |
| | リスク・ウェイト75% | 0 | 739,851 | 739,851 | 0 | 744,446 | 744,446 |
| | リスク・ウェイト100% | 0 | 7,002,632 | 7,002,632 | 0 | 7,279,815 | 7,279,815 |
| | リスク・ウェイト150% | 0 | 51,254 | 51,254 | 0 | 51,650 | 51,650 |
| | リスク・ウェイト200% | 0 | 3,209,680 | 3,209,680 | 0 | 3,209,680 | 3,209,680 |
| | リスク・ウェイト250% | 0 | 302,370 | 302,370 | 0 | 302,370 | 302,370 |
| | その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| リスク・ウェイト1250% | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | | 0 | 100,194,068 | 100,194,068 | 0 | 101,623,402 | 101,623,402 |

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又は、クレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

①信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

〔記載例〕

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」に定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

②信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：千円)

| 区 分 | 平成29年度 | | 平成30年度 | |
|-----------------------|--------------|-----|--------------|-----|
| | 適格金融 資産担保 | 保 証 | 適格金融 資産担保 | 保 証 |
| 地方公共団体金融機構向け | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 我が国の政府関係機関向け | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 地方三公社向け | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 法人等向け | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 中小企業等向け及び個人向け | 36,330 | 0 | 41,048 | 0 |
| 抵当権住宅ローン | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 不動産取得等事業向け | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 三月以上延滞等 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 証券化 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 上記以外 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合 計 | 36,330 | 0 | 41,048 | 0 |

(注)

1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）ことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャーのことです。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国債開発銀行向け・取立未済手形・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

①出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

〔記載例〕

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①系統及び系統外出資、②子会社及び関連会社株式に区分して管理しています。

①系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行なっています。

②子会社及び関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運用を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月敵機能的な連絡会議を行なう等適切な業務把握に努めています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①系統及び系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を、②子会社及び関連会社株式については取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

②出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：千円)

| 区 分 | 平成29年度 | | 平成30年度 | |
|-----|--------------|-----------|--------------|-----------|
| | 貸借対照表 計上額 | 時価評価額 | 貸借対照表 計上額 | 時価評価額 |
| 上 場 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 非上場 | 3,939,410 | 3,939,410 | 3,939,227 | 3,939,227 |
| 合 計 | 3,939,410 | 3,939,410 | 3,939,227 | 3,939,227 |

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：千円)

| 平成29年度 | | | 平成30年度 | | |
|--------|-----|-----|--------|-----|-----|
| 売却益 | 売却損 | 償却額 | 売却益 | 売却損 | 償却額 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

④貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

(単位：千円)

| 平成29年度 | | 平成30年度 | |
|--------|-----|--------|-----|
| 評価益 | 評価損 | 評価益 | 評価損 |
| 0 | 0 | 0 | 0 |

⑤貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

(単位：千円)

| 平成29年度 | | 平成30年度 | |
|--------|-----|--------|-----|
| 評価益 | 評価損 | 評価益 | 評価損 |
| 0 | 0 | 0 | 0 |

8. 金利リスクに関する事項

①金利リスクの算定方法の概要

〔記載例〕

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理要領」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスクの算定方法、管理方法は以下のとおりです。

- ・市場金利が上下に0.14%変動した時（ただし0%を下限）に発生する経済価値の変化額（低下額）を金利リスク量としてを毎月算出しています。
- ・要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50%相当額のうち、最小の額を上限とし、0～5年の期間に均等に振り分けて（平均残存2.5年）リスク量を算定しています。
- ・金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

金利リスク＝運用勘定の金利リスク量＋調達勘定の金利リスク量（△）

算出した金利リスク量は、四半期ごとにALM委員会および理事会に報告して承認を得ています。

また、これらの情報を踏まえ、四半期ごとに運用方針を策定しています。

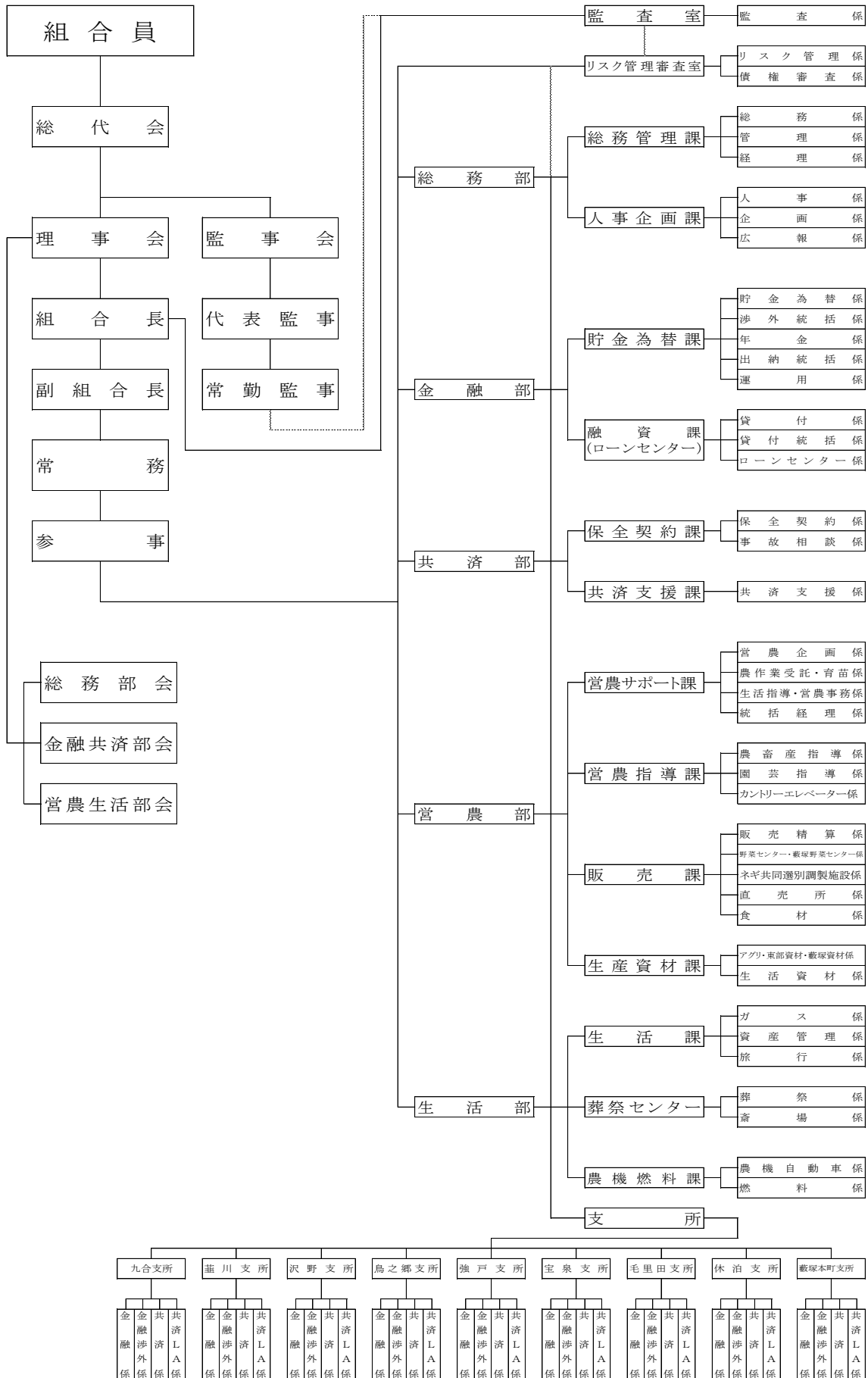
②金利ショックに対する損益・経済価値の増減額

（単位：千円）

| 区 分 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|-----------------------|---------|---------|
| 金利ショックに対する損益・経済価値の増減額 | -18,210 | -25,273 |

【JAの概要】
1. 組織機構図

(令和元年6月28日現在)



2. 役員一覧

(令和元年6月28日現在)

| 役職名 | 常勤・非常勤の別 | 代表権の有無 | 氏名 | 就任年月日 | 任期満了年月日 | 摘要 |
|--------------|----------|--------|-------|------------|------------------|--------------------------|
| 代表理事 組合長 | 常勤 | 有 | 茂木武治 | 平成29年5月30日 | 令和2年通常 総代会開催日 | 実務精通役員 (株)太田ファーム代表取締役 |
| 代表理事 副組合長 | 〃 | 〃 | 天笠淳家 | 〃 | 〃 | 実務精通役員 |
| 常務理事 | 〃 | 無 | 菊地光宏 | 〃 | 〃 | 実務精通役員(金融・共済担当) |
| 〃 | 〃 | 〃 | 長谷川幸宏 | 〃 | 〃 | 実務精通役員(営農・生活担当) |
| 理事 | 非常勤 | 〃 | 河野光則 | 〃 | 〃 | 総務部会副会長 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 村岡隆司 | 〃 | 〃 | 総務部会担当 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 高山範子 | 〃 | 〃 | 総務部会担当 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 鈴木淳一 | 〃 | 〃 | 営農生活部会担当 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 金谷嘉郎 | 〃 | 〃 | 金融共済部会担当 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 太田安弘 | 〃 | 〃 | 営農生活部会担当 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 今井毅 | 〃 | 〃 | 金融共済部会担当 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 須永正己 | 〃 | 〃 | 営農生活部会担当 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 峯崎一郎 | 〃 | 〃 | 金融共済部会担当 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 永井幸二 | 〃 | 〃 | 営農生活部会長 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 菌田富美雄 | 〃 | 〃 | 営農生活部会担当 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 須永郁夫 | 〃 | 〃 | 総務部会長 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 梅澤浩 | 〃 | 〃 | 金融共済部会副会長 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 伏島英雄 | 〃 | 〃 | 金融共済部会長 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 清水勝彦 | 〃 | 〃 | 営農生活部会担当 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 清水善一 | 〃 | 〃 | 営農生活部会副会長 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 田村一正 | 〃 | 〃 | 総務部会担当 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 清水恒子 | 〃 | 〃 | 金融共済部会担当 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 持明京子 | 〃 | 〃 | 総務部会担当 |
| 代表監事 | 非常勤 | / | 須藤雅利 | 〃 | 〃 | - |
| 監事 | 常勤 | / | 塚越仲夫 | 〃 | 〃 | 実務精通役員 |
| 〃 | 非常勤 | / | 對比地延幸 | 〃 | 〃 | 員外監事 |
| 〃 | 〃 | / | 澁澤滋夫 | 〃 | 〃 | - |
| 〃 | 〃 | / | 長島佳男 | 〃 | 〃 | - |
| 〃 | 〃 | / | 塚越騎一郎 | 〃 | 〃 | - |
| 〃 | 〃 | / | 植木金義 | 〃 | 〃 | - |

3. 組合員数

(単位：人、団体)

| 資格区分 | | 29年度 | 30年度 | 増減 | |
|------|--------|--------|--------|-------|---|
| 正組合員 | 個人 | 4,055 | 3,924 | △ 131 | |
| | 法人 | 農事組合法人 | 4 | 4 | 0 |
| | | その他の法人 | 17 | 17 | 0 |
| 准組合員 | 個人 | 8,227 | 8,456 | 229 | |
| | 農業協同組合 | 0 | 0 | 0 | |
| | 農事組合法人 | 2 | 3 | 1 | |
| | その他の団体 | 38 | 36 | △ 2 | |
| 合計 | | 12,343 | 12,440 | 97 | |

4. 組合員組織

(単位：人)

| 組織名 | 構成員数 |
|------------------|-------|
| 農事支部 | 3,649 |
| 養蚕支部 | 7 |
| 女性会 | 341 |
| カントリーエレベーター運営委員会 | 45 |
| 米麦部会 | 52 |
| 畜産部会 | 44 |
| 酪農部会 | 9 |
| 野菜センター運営委員会 | 565 |
| 労災保険加入組合 | 191 |
| 農業青色申告会 | 206 |
| 年金友の会 | 5,912 |
| 貸家クラブ | 80 |
| 青壮年部 | 53 |
| 直売所出荷者運営協議会 | 341 |

(注) 当組合の組合員組織を記載しています。

(注) 農事支部構成員数につきましては農事支部加入者のみの構成員数となります。

5. 特定信用事業代理業者の状況

該当する事項なし

6. 地区一覧

当組合の地区は、群馬県太田市一円となっております。

7. 店舗一覧

(令和元年6月28日現在)

| 店舗名 | 住所 | 電話番号 | CD・ATM 設置台数 |
|---------------|--------------|--------------|----------------|
| 本所 | 太田市新野町320番1 | 0276-32-8211 | |
| (城西の杜ATMコーナー) | 太田市城西町53 | 0276-32-8213 | 1台 |
| 九合支所 | 太田市飯塚町130-1 | 0276-45-0411 | 1台 |
| 葦川支所 | 太田市安良岡町369 | 0276-22-3237 | 1台 |
| 沢野支所 | 太田市福沢町87 | 0276-38-0456 | 1台 |
| 鳥之郷支所 | 太田市鳥山町896-4 | 0276-22-3238 | 1台 |
| 強戸支所 | 太田市石橋町851-1 | 0276-37-0511 | 1台 |
| 宝泉支所 | 太田市由良町1764-3 | 0276-32-0121 | 1台 |
| 毛里田支所 | 太田市矢田堀町290 | 0276-37-1011 | 1台 |
| 休泊支所 | 太田市龍舞町2357-3 | 0276-45-2241 | 1台 |
| 藪塚本町支所 | 太田市大原町167-5 | 0277-78-2311 | 1台 |

店舗外CD・ATM設置台数 1台

8. 沿革・歩み

| | | |
|-------|-----|-------------------------|
| 平成11年 | 3月 | 太田市内3JA合併推進協議会設立総会 |
| 〃 | 5月 | 財務確認検査監査の実施（各JA） |
| 〃 | 7月 | 3JA統一座談会 |
| 〃 | 8月 | 合併予備契約調印式 |
| 〃 | 9月 | 合併臨時総会 |
| 平成12年 | 3月 | 新JA発足（合併登記・解散登記） |
| 〃 | 3月 | 太田市内3JA合併推進協議会解散式 |
| 〃 | 3月 | 太田市農業協同組合発足式 |
| 〃 | 12月 | 沢野農畜産物直売所オープン |
| 平成13年 | 5月 | 第1回 通常総代会 |
| 〃 | 8月 | 斎場管理受託事業開始 |
| 平成14年 | 1月 | 九合農畜産物直売所新装オープン |
| 〃 | 4月 | 斎場お通夜事業開始 |
| 〃 | 5月 | 第2回 通常総代会 |
| 〃 | 12月 | 臨時総代会 |
| 平成15年 | 4月 | 新本所事務所新築 |
| 〃 | 5月 | 第3回 通常総代会 |
| 平成16年 | 4月 | 城西の杜農産物直売所オープン |
| 〃 | 5月 | 第4回 通常総代会 |
| 平成17年 | 1月 | 臨時総代会 |
| 〃 | 4月 | アグリ資材館オープン |
| 〃 | 5月 | 第5回 通常総代会 |
| 〃 | 7月 | 青年部設立総会 |
| 平成18年 | 2月 | 太田支所移転 |
| 〃 | 5月 | 第6回 通常総代会 |
| 〃 | 7月 | (株)太田ファーム設立 |
| 平成19年 | 5月 | 全農広域物流制度の導入実施 |
| 〃 | 5月 | 東部資材センターオープン |
| 〃 | 5月 | 第7回 通常総代会 |
| 〃 | 11月 | 城西の杜セルフ給油所オープン |
| 平成20年 | 3月 | ネギ共同選別調製施設稼働開始 |
| 〃 | 5月 | 座談会の実施 |
| 〃 | 5月 | 第8回 通常総代会 |
| 〃 | 8月 | 強戸支所事務所竣工式・移転 |
| 〃 | 11月 | JA農業祭開催（東毛酪農共催） |
| 〃 | 12月 | JA太田市・JA藪塚本町合併推進協議会設立総会 |
| 平成21年 | 2月 | JA太田市・JA藪塚本町合併予備契約調印式 |
| 〃 | 4月 | 座談会の実施 |
| 〃 | 5月 | 第9回 通常総代会 |
| 〃 | 11月 | 毛里田支所事務所竣工式・移転 |
| 〃 | 11月 | 第2回 JA農業祭開催（東毛酪農共催） |

| | | |
|-------|-----|----------------------------|
| 平成22年 | 2月 | 南北食材センター統合・城西の杜への新築移転 |
| 〃 | 3月 | J A太田市・J A藪塚本町合併 |
| 〃 | 3月 | 新J A発足式（合併登記・解散登記） |
| 〃 | 4月 | 城西の杜・休泊・藪塚給油所全農SS一体化事業への参加 |
| 〃 | 4月 | 農機事業全農一体化事業への参加 |
| 〃 | 4月 | 藪塚本町支所移転 |
| 〃 | 5月 | 座談会の実施 |
| 〃 | 5月 | 第10回 通常総代会 |
| 〃 | 8月 | 藪塚資材センターオープン |
| 〃 | 11月 | 第3回 J A農業祭開催（東毛酪農共催） |
| 平成23年 | 5月 | 座談会の実施 |
| 〃 | 5月 | 第11回 通常総代会 |
| 平成23年 | 11月 | 第4回 J A農業祭開催（東毛酪農共催） |
| 〃 | 12月 | 休泊支所事務所竣工式・移転 |
| 平成24年 | 3月 | 休泊農産物出荷所稼働開始 |
| 〃 | 5月 | 座談会の実施 |
| 〃 | 5月 | 第12回 通常総代会 |
| 〃 | 12月 | 第5回 J A農業祭開催（東毛酪農共催） |
| 平成25年 | 4月 | 宝泉支所事務所竣工式・移転 |
| 〃 | 5月 | 座談会の実施 |
| 〃 | 5月 | 第13回 通常総代会 |
| 〃 | 11月 | 第6回 J A農業祭開催（東毛酪農共催） |
| 平成26年 | 5月 | 沢野支所事務所竣工式・移転 |
| 〃 | 5月 | 座談会の実施 |
| 〃 | 5月 | 第14回 通常総代会 |
| 〃 | 11月 | 第7回 J A農業祭開催（東毛酪農共催） |
| 平成27年 | 5月 | 座談会の実施 |
| 〃 | 5月 | 第15回 通常総代会 |
| 〃 | 11月 | 第8回 J A農業祭開催（東毛酪農共催） |
| 〃 | 12月 | 臨時総代会 |
| 平成28年 | 5月 | 座談会の実施 |
| 〃 | 5月 | 第16回 通常総代会 |
| 〃 | 9月 | 九合支所事務所竣工式・移転 |
| 〃 | 11月 | 第9回 J A農業祭開催（東毛酪農共催） |
| 平成29年 | 5月 | 座談会の実施 |
| 〃 | 5月 | 第17回 通常総代会 |
| 〃 | 8月 | 九合直売所オープン |
| 〃 | 11月 | 第10回 J A農業祭開催（東毛酪農共催） |
| 平成30年 | 5月 | 座談会の実施 |
| 〃 | 5月 | 第18回 通常総代会 |
| 〃 | 11月 | 第11回 J A農業祭開催（東毛酪農共催） |
| 平成31年 | 2月 | 座談会の実施 |